

令和8年第2回（6月）佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招 集 年 月 日 令和8年6月17日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和8年6月17日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永 田 勝 美 君	2	棚 橋 優 汰 君	3	黒 田 龍 之 介 君
4	井 上 智 恵 美 君	5	中 川 由 美 恵 君	6	山 之 内 英 樹 君
7	横 田 博 茂 君	8	長 谷 川 忠 君	9	須 藤 敏 規 君
10	川 副 剛 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱 野 互 君	副 町 長	濱 田 能 久 君	教 育 長	富 野 毅 君
総 務 課 長	松 本 典 子 君	税 財 政 課 長	井 手 守 道 君	住 民 福 祉 課 長	落 合 健 治 君
保 険 環 境 課 長	作 永 善 則 君	多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君	企 画 商 工 課 長	藤 永 大 治 君
庁 舎 建 設 室 長	山 村 輝 明 君	建 設 課 長	上 野 靖 一 郎 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 永 尊 生 君
水 道 課 長	中 道 隆 介 君	会 計 管 理 者	安 達 伸 男 君	教 育 次 長	宮 原 良 之 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 令和8年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会

(2) 令和8年度 町村議会 議長・副議長研修会

- (3) 令和8年度 第61回 西九州自動車道建設促進期成会 定期総会
- (4) 令和8年度 東彼杵道路建設促進期成会 定期総会

2 議員派遣結果

- (1) 全国市町村国際文化研修所主催 令和8年度 市町村議会議員研修〔3日間コース〕
「新人議員のための地方自治の基本」

日程第4 行政報告

- (1) 報告第4号 令和7年度 佐々町継続費繰越計算書（一般会計）
- (2) 報告第5号 令和7年度 佐々町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
- (3) 報告第6号 令和7年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書
- (4) 報告第7号 令和7年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書
- (5) 入札に係る最低制限価格の変更について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 国民健康保険税率改定の考え方について
 - ③ クリーンセンター業務委託について
 - ④ その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 庁舎建設事業について
 - ② 農業体験施設の在り方について
 - ③ 水道料金・下水道使用料について

3 議会運営委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

日程第6 一般質問

- (1) 5番 中川 由美恵 議員（一問一答）
- (2) 3番 黒田 龍之介 議員（一問一答）
- (3) 6番 山之内 英樹 議員（一問一答）
- (4) 1番 永田 勝美 議員（一問一答）

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から令和8年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（濱野 亙 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和8年第2回佐々町議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

2月末にアメリカとイスラエルがイランを攻撃したことにより、中東情勢は不安定になり、ホルムズ海峡が封鎖され、原油が輸入できなくなりました。石油価格は高騰し始め、ナフサは品不足となり、プラスチック製品や建築資材まで影響しております。6月15日にやっと停戦合意がなされ、市場は即座に反応して株高となり、日経平均株価が一時的に市場最高値の7万円を記録いたしました。

また、サッカーのワールドカップが北中米で開幕となり、日本の初戦、6月15日はF I F A ランキング8位であるオランダと対戦し、引分けに持ち込みました。今後の戦いが期待され、予選グループ突破できると思われます。21日のチュニジアとの対戦が楽しみでございます。

本町におきましては、6月6日、7日は花菖蒲うなぎまつりで、梅雨というのに2日とも雨が降らずに大変にぎわいました。関係者の皆様、大変お疲れさまでした。

まとまった雨が降りませんが、何とか田植えは進んでおり、植付けが完了間近になっているところです。

また、6月は高総体や佐世保市中体連が開催されております。

さて、町長に就任して1年が経ちました。感想としては、令和7年度予算は骨格予算と言いながらも、慣例であるはずの政策実現予算の確保が少額であったことに、まず驚いた次第でございます。

一方では、職員皆さんの挨拶の励行、出産祝い金や生活応援商品券など、ある一定の好評価をいただいているものの、財政面での予算編成の折、経常経費が増えていますので、政策実現には程遠い状況でございます。

また、当面の課題として、学校給食センターや公共施設のLED化などの課題もたくさんあり、取捨選択と優先順位づけで悩ましいところです。

さらに、御案内をいただいた行事等へ勢力的に出席したつもりでございます。

なお、昨年9月定例会において、難題であります新庁舎建設に係る完成遅延の原因究明について、次回の9月定例会では中間報告をさせていただく予定といたしております。

本定例会では、2つの条例の改正、人事案件13件、補正予算関係が2議案と行政報告5件を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

少し話が長くなりましたが、定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、黒田龍之介君、4番、井上智恵美君を指名します。

日程第2、会期日程に入る前に、追加議案1件をお諮りしたいと思います。

本日9時30分から議会運営委員会を開催し、協議していただきました。案件の内容は、議案第44号 工事請負契約締結の件（令和8年度佐々町新庁舎駐車場整備工事）です。

お諮りします。以上1件の案件を追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 工事請負契約締結の件（令和8年度佐々町新庁舎駐車場整備工事）の1件を追加することに決定しました。

また、日程についてお諮りします。ただ今の1件について、定例会3日目の議案第31号の佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件の前に入れたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号につきましては、定例会3日目の議案第31号の前に入れることに決定しました。

会期日程及び案件一覧のデータ更新のため、しばらく休憩します。

（10時06分 休憩）

（10時07分 再開）

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、会期の決定を行います。

6月本定例会の会期については、先にお配りしました日程表のとおり、6月17日、本日から6月19日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

6月17日、本会議の1日目には、まず、諸般の報告を行います。

1番目に議長出席会議報告4件、2番目に議員派遣結果1件の報告を私から行います。

次に、行政報告ですが、5件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に議会運営委員会所管事務調査。

次に、一般質問です。質問通告一覧表のとおり、6名の方のうち1番目から4番目の4名の方の質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

6月18日、本会議の2日目です。

18日に引き続き一般質問です。質問通告一覧表のとおり、5番目から6番目の2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第27号から議案第30号までの4議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

2日目は、審議終了後、散会となります。

6月19日、本会議の3日目です。

18日に引き続き議案審議です。上程順位については、議案第44号の審議の後、議案第31号から議案第43号までの13議案を一括議題とする予定です。

次に、発議第1号の1件です。

その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しております。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は6月17日、18日、19日です。

お諮りします。本定例会の会期は、6月17日、本日から6月19日の3日間に決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、6月17日、本日から6月19日の3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（川副 剛 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4件を私のほうから行います。

資料は、諸般の報告の議長出席会議報告です。

1番目は、資料2ページから13ページです。

令和8年度長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会が、令和8年5月25日に、ホテルニュー長崎で開催されました。

まず、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会の議事として、令和7年度の事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決されました。

次に、令和8年度事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されました。

また、決議（案）については採択されております。

続いて、長崎県空港活性化推進協議会の議事として、令和7年度の事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認されました。

次に、令和8年度事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されました。

続いて、長崎上海航路利用促進協議会の議事として、令和7年度の収支決算、監査報告が提案され、承認可決されました。

なお、資料13ページにありますように、協議会の解散が提案されております。解散の理由として、平成24年の尖閣諸島に係る日中関係の悪化に伴い、同航路が運休し、その後の航路再開に向けた動きが見られなかったこと、また、航路事業を取り巻く環境が厳しさを増しており、今後も同航路を運航する事業者が見込めないことから、解散するというものです。協議会としては、原案可決となっております。

2番目の会議報告は、資料の14ページです。

令和8年度町村議会議長・副議長研修会が、令和8年5月26日に、東京国際フォーラムで開催されました。

「地方創生の先行き―地域未来戦略とともに―」と題して、講師は、一般財団法人地域活性化センター理事長の林崎氏、「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」と題して、講師は、東海大学教授の万城目氏、「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」と題して、講師は、京都女子大学学長の竹安氏の3名の方の研修がありました。

また「女性模擬議会の取り組み～町制施行69年の空白を経て、女性議員誕生・新しい風が吹く町へ～」と題して、宮城県蔵王町議会の3名の女性議員が登壇され、地方議会での実際の取組について、現場の声を聞く機会となりました。

3番目の会議報告は、資料15ページから20ページです。

令和8年度第61回西九州自動車道建設促進期成会 定期総会が、令和8年5月29日に、伊万里市の伊万里迎賓館で開催されました。

議事として、令和7年度事業報告、決算報告、会計監査報告が提案され、承認可決されました。

次に、役員改選が行われ、会長及び副会長の互選、理事及び幹事の委嘱が行われました。

次に、令和8年度事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決となっております。

そのほか、西九州自動車道の進捗状況の説明、意見交換が行われました。

4番目の会議報告は、資料の21ページから25ページです。

令和8年度東彼杵道路建設促進期成会 総会が、令和8年6月2日に、J Aさせばホールで開催されました。

議事として、令和7年度事業報告、収支決算報告、監査報告が提案され、承認可決されております。

次に、令和8年度事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されております。

そのほか、総会決議として、資料25ページの8項目の決議が採択されております。

次に、議員派遣結果を報告します。

資料は、諸般の報告の議員派遣結果です。

全国市町村国際文化研修所主催の、令和8年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治の基本」です。

令和8年5月11日から13日までの3日間、滋賀県大津市の研修所において開催され、棚橋議員、黒田議員、中川議員の3名が参加しております。全国各地から100名以上の地方議会議員が参加され、研修の受講だけでなく、たくさんの議員との意見交換をされております。

今、報告しました議長出席会議報告4件並びに議員派遣結果1件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（川副 剛 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

5件の報告をお願いします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第4号 朗読）

2ページの説明については、税財政課長をもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）
税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

それでは、2ページ目をお願いいたします。

令和7年度佐々町継続費繰越計算書。一般会計です。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、継続費の総額27億100万円、令和7年度継続費予算現額です。予算計上額2億2,500万円、前年度通次繰越額1億8,234万4,275円、計4億734万4,275円。支出済額及び支出見込額1億6,935万3,715円、残額2億3,799万560円、そのうち翌年度通次繰越額は同額です。

左の財源内訳ですが、まず、繰越金5,599万560円、これは庁舎整備基金の繰入金です。それから、特定財源として地方債1億8,200万円、公共施設等適正管理推進事業債です。

令和8年6月17日提出、令和8年5月29日調製、佐々町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

（報告第5号 朗読）

2ページは、税財政課長をもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）
税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

それでは、2ページ目をよろしくお願いいたします。

令和7年度佐々町繰越明許費繰越計算書。一般会計です。

2款総務費1項総務管理費、事業名、戸籍附票への旧氏及び旧氏振り仮名記載に係る住民記録システムの改修事業です。翌年度繰越額84万7,000円。左の財源内訳は、未収入特定財源の国県支出金、こちらも繰越額と同額でございます。これにつきましては、国の令和7年度補正予算に伴うもので、年度内完了が見込めなかったため、令和9年3月に完了予定となっております。

次に、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票システム改修事業、翌年度繰越額338万8,000円。財源については国県支出金で、こちらも同額でございます。こちらは、国の令和7年度補正予算に伴うもので、令和7年度完了が見込めなかったためでございます。令和9年3月に完了予定となっております。

次をお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、地域福祉支援システム標準化対応事業です。翌年度繰越額241万4,500円。財源内訳ですが、一般財源で、こちらも同額となっております。こちらについては、基幹業務システムの標準化に伴うシステム改修であります。本町のシステム標準化が令和8年度完了見込みとなったため、令和8年10月に完了予定となっております。

次をよろしくお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当事業でございます。翌年度繰越額256万4,000円です。財源内訳ですが、既収入特定財源ということで、繰越額と同額でございます。こちらは、18歳以下の子どもたちに1人2万円の手当が支給されるもので、申請受付期間が令和8年4月までとなるためでございます。令和8年5月で完了をしております。

次をよろしくお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費、大新田地区農業用施設長寿命化対策事業でございます。翌年度繰越額400万円。財源内訳として、未収入特定財源で、国県支出金が280万円、地方債が100万円、一般財源が20万円でございます。こちらは、赤崎樋門と四ツ井樋門の長寿命化対策工事に係る設計業務で、入札不調などによるもので、令和8年8月完了予定となっております。

続きまして、7 款商工費 1 項商工費、貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業でございます。翌年度繰越額151万5,000円。財源内訳として国県支出金、同額でございます。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。申請受付期限が令和8年7月までとなっているもので、令和8年8月の完了予定となっております。

続きまして、7 款商工費 1 項商工費、物価高対応生活応援商品券事業でございます。翌年度繰越額 2 億9,554万6,000円。財源内訳として、未収入特定財源、国県支出金が 2 億8,440万9,000円でございます。一般財源として1,113万7,000円でございます。こちら物価高騰対応の臨時交付金でございますが、商品券発送が令和8年4月中旬、それから、利用期限が令和8年9月までとなっているもので、事業の委託期限の令和8年12月完了予定となっております。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化対策事業でございます。翌年度繰越額4,300万円。財源内訳として、国庫支出金が2,090万円、地方債が1,710万円、一般財源として500万円でございます。こちらにつきましては、八口橋改修工事設計及び佐々橋補修工事、熊野3号橋補修工事で、国の令和7年度補正予算に伴い、年度内完成が見込めなくなったものでございます。令和9年3月に完成予定となっております。

次をお願いいたします。

8 款土木費 3 項河川費、急傾斜地崩壊対策事業でございます。翌年度繰越額が1,911万円。既収入特定財源ということで1万円、それから、未収入の特定財源で地方債が1,900万円、一般財源が10万円でございます。こちらは、堅山地区の法面保護工事で、暫定的な入札制度の見直しに不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったものでございます。令和8年7月の完成見込みとなっております。

続きまして、11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、事業名が7年災農地等災害復旧事業でございます。翌年度繰越額が884万円です。財源として、未収入特定財源の国県支出金が509万円、地方債が40万円、その他の財源として43万8,000円、一般財源が291万2,000円でございます。こちらにつきましては、農地が平田地区、それから檜付地区、古田地区で、農業用施設が特牛形地区、古田地区の復旧工事で、入札不調などにより年度内完成が見込めなくなったものでございます。令和9年2月に完成予定となっております。

続きまして、11款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費、事業名、7年災公共土木施設災害復旧事業でございます。翌年度繰越額が2,170万円。財源内訳の未収入特定財源ということで国県支出金が981万円、地方債が700万円、一般財源が489万円でございます。こちらは、町道小春露切橋線及び江里川の災害復旧事業で、災害査定の日程から年度内完成が見込めなくなったものでございます。令和8年10月に完成予定となっております。

合計、翌年度繰越額 4 億292万4,500円、既収入特定財源257万4,000円、国県支出金 3 億2,875万9,000円、地方債4,450万円、その他の財源が43万8,000円、一般財源が2,665万3,500円です。

令和8年6月17日提出、令和8年5月29日調製、佐々町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第6号 朗読）

2ページにつきましては、水道課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）
水道課長。

水道課長（中道 隆介 君）

2ページ目を御覧ください。

令和7年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、浄水場送水ポンプ室築造事業、継続費の総額11億円。7年度継続費予算現額の中の予算計上額2億9,729万7,000円、前年度繰越額1億4,680万6,800円、計4億4,410万3,800円。支払義務発生（見込）額2億8,200万円、残額1億6,210万3,800円、翌年度繰越額は残額と同額でございます。翌年度繰越額に係る財源内訳、企業債1億2,160万円、損益勘定留保資金等4,050万3,800円、翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額ゼロでございます。

この事業につきましては、継続費を令和6年度から令和8年度の3か年で設定させていただいて、事業を進めているものでございます。令和6年7月に契約を締結いたしまして、令和9年2月の下旬に完了予定で進めている事業になります。

現在の進捗状況ですが、令和8年5月末現在で、計画では75%でございましたが、77%の進捗率となっております。こちらのほうは、町のホームページでも報告しております。

支払いにつきましては、令和6年度の出来高払い分と、令和7年度予算の部分払い分までが支出済みとなっており、令和7年度分までの予算残額を繰越ししております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第7号 朗読）

2ページにつきましては、水道課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）
水道課長。

水道課長（中道 隆介 君）

それでは2ページ目を御覧ください。

令和7年度佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、佐々浄化管理センター高圧真空遮断器更新工事。予算計上額1,760万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額1,760万円、財源は国庫補助金ゼロ、企業債1,670万円、前年度未処分利益剰余金90万円、不用額ゼロでございます。

こちらにつきましては、令和8年3月定例会でも御説明しておりましたが、令和8年2月7日の電気設備年次点検における停電作業の際に高圧真空遮断器が復旧せず、一部機器の運転ができないことが判明し、緊急に機器の更新が必要になりました。本遮断器は汎用品ではなく製作品であり、更新完了に発注から3か月から4か月かかるため、令和8年3月定例会で補正予算を計上し、今回、予算繰越しをさせていただいております。

現状といたしましては、令和8年3月19日に契約を行い、機器の製作を行っているところであり、取付けまでの事業全体の完了時期は8月末となっております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

行政報告の5になります。資料はございません。口頭で説明をいたします。

町議会から、この件について経過説明のお願いがありましたので、御報告を申し上げます。

令和7年第2回定例会、つまり私が就任して初めての議会のときの所信表明において、入札制度の改革の一つとして、過去において最低制限価格未満での失格者が多かった、失格者を減らすとともに、公正な競争をしていただくため、土木建築等工事の最低制限価格の92%を5%下げて、87%にするよう発言をいたしておりました。そして、8月上旬に佐々町建設協会さんへ、来年3月までは最低制限価格を5%下げるよう、また、業務委託についても同様の取扱いとすることを説明したところです。この規定による入札は、9月からことしの3月末日まで実施してきたところです。

町議会へは、ことしの3月上旬の予算勉強会の折に、議員の皆様へ、最低制限価格を5%引き下げていたものを、令和8年度からは元の92%に、業務委託も同様に戻すように報告をいたしておりました。

また、佐々町建設協会さんへは、3月下旬に、お約束どおり3月末日までで5%削減をやめ、元に戻すよう説明をして、御理解を得たという状況でございます。

ちなみに、入札工事の結果集計について御報告をしますが、令和6年度では、入札工事件数は48件、落札率は平均で95.58%でした。事件後の令和7年4月から8月までは、入札工事件数は5件で、落札率は平均で93.86%となりました。

最低制限価格を5%下げた9月以降、令和8年3月までの入札工事件数は30件で、落札率は90.89%となっている状況でございます。

以上、経過と状況報告をさせていただきます。

議 長（川副 剛 君）
報告が終わりました。
これから報告に対する質疑を行います。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

（5）の入札に係る最低制限価格の変更について説明をいただきました。

暫定的にことしの3月までということ話をしていたのが、今、町長のほうから報告があ

りましたように、集計した結果、それぞれ下がったということを言いたいのかどうか分かりませんが、デメリットとメリットがあると、当初、所信表明でおっしゃいましたけども、県からの指摘があるんじゃないかということだったんですが、それはなかったのかどうだったのかということ。

ちょっと心配するのが、この9か月間における、地元業者を排除した形になるんですけども、令和8年度の入札の指名願いを出すときに、総合点数、県に準じて点数がそれぞれ、受注した、完成した価格によってランクづけがされるということになろうかと思うんですけども、それについての影響はどうだったのかというのを、ちょっとお尋ねしておきたいなと思います。

それから、ことしの4月8日付で、佐々町の建設工事業者の選定要領を変更されておりますが、この中でどういうのを変更されたのか、そこら辺を聞いておきたいなと思います。

御存じのように、電子入札については任期中に実施したいということをおっしゃいましたので、それはまた後もお尋ねしますけども。

あとは、業者については理解を得たということなので、災害時には地元の業者の方に災害応援協定をなさっておりますから、極力温和に業界とは、地元業者の育成の面からも進めていただきたいと思いますけども、今、2点か3点申しましたけども、それについての答弁をお願いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、1点目についての、感想だったと思いますけども、工事の落札率について、先ほど説明したところですけど、それは実際こうだったという報告だけでございまして、意図はございません。

県からの指導、今回下げたことによる、県で92%にするような指導があってございましたけども、今回、下げたことについての、今度92%に戻しなさいという指導は全くございませんでした。状況がこういう状況でということで、御理解いただいたのだろうというふうに判断をいたしているところでございます。

それから、受注についてですけども、工事を今回、令和8年度受注が少なかったことについては、少なからず影響はあったかと思います。受注件数、工事件数にランクづけがございしますので、その辺は受注できなかったこと。私が、意図的に町内業者の方を排除するっていうことはしておりませんで、公正な入札を行っていただきたいという思いでやったことでございます。

それから、選定要領の変更に、どういうことをされたのかということにつきましては、選定の内容については、私は指名委員会、そういうことには入っておりませんので、副町長のほうから説明をさせたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）
副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

ただ今の選定委員についてお話をさせていただきます。

実は、クラス別には県のほうに準じておりますので変更はないんですけども、ただ数的にA、B、Cと少なかったもんですから、ちょっと数を増やすようにということで、ランクづけのところを少し変えさせていただいて、例えば、A業者は変わりませんが、B業者は何業者、C業者は何業者とかいうことで、ちょっと数を増やしているような状況でございます。

あとは、ランクづけ自体は県のほうに準じておりますので、以前と変わらないと思いますけれども、よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほど御説明をいたしまして、ランクづけに影響がなかったかという、それは少しはあったかと思います。受注できなかったら工事額が影響しますので、ランクづけには当然ながら影響する。それは、今回の入札について、そうなったのかどうかということとは言えないと思います。

私は公正な入札をしていただきたいということでやったわけですので、受注されるかされないかというのは、業者さん次第かと思っておりますので、応札にどれぐらいされたのか、そういう状況だというふうに思っているところでございます。

契約は以前よりも少なかったというふうに、発注件数もさることながら、工事額も前年度よりも少なかったという状況でございますので、そういうことは毎年あり得ることだというふうに判断をいたしております。

議 長（川副 剛 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
分かりました。

副町長にお尋ねしますが、A B C のランクづけを変えたっておっしゃるんですけど、例えば、第4条に格付の方法ってあったんですけど、Aランクのほうが、土木が5名以上とか、建築一式が3名以上、電気と管工事は1名以上と、こういうところを、もともとあったのをこれに変えたということなのか、そこら辺、確認を再度したい。

あと、入札監視委員会での評価っていうのは、なさってから元に戻されたのかどうか。内部でおおむね良好ということで、建設課長と役員さんでこういう変更をなされたのか、2点お尋ねしておきます。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

先に、後から質問のあった入札監視委員会の判断ですけども、入札監視委員さんについては、現在、委員さんを選定中でございます。判断っていいですか、入札監視委員会の仕事としましては、入札の結果に基づき、公正な入札をしていただくための御意見をいただくというふうになっているところでございます。

まず、前回、もう何年か前なんですけど、入札監視委員会をされているときの改善内容っていうのが、競争性の確保、不自然な入札結果への対応強化、指名基準の透明化、町による分析の強化、委員会運営の改善ということ、前回の委員会のほうから御指摘をいただいておりますけれども、改善されていないという状況で、新たに、今回、入札監視委員さんを選定している状況でございます。

まず、仕事としましては、町が行った入札の中から抽出し、当該入札についての調査、審議

を行い、必要に応じて町長に対して入札事務の改善、公正取引委員会への通知、その他必要な措置を講ずるというふうなこと。それから、町が行う入札及び契約事務の運用状況並びに改善の状況についての報告を受け、町長に対し意見を述べることで、それから、一般競争入札において、町長から競争参加資格を認められなかった者、又は指名競争入札において町長から指名された者が町長に苦情を申し立て、町長から受けた回答について再苦情を申し立てた場合の当該再苦情についての調査、審議を行うというふうになっている、主な内容でございます。

そういうことで、先ほど入札の結果報告を、令和6年度、令和7年度の報告をいたしましたけども、そのことについて、今回、入札監視委員会のほうに御意見を伺うというような状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

先ほど、A B C Dっていうのが県の入札要綱に決まっておりますけども、佐々町ではちょっと数を調整してくれということで、土木のほうがB C DをB Cに変えて、それから、建築のほうでB C DがB C、二つに分けたということでございます。Aクラスはそのままです。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ざっと分かりませんが、いいでしょう。

そして、不落がその期間何件ぐらいあったのか、ほかのところは、不落の場合は外して、また別に入れ替えるとか、そういうところもあるものですからどうなのかなと、不落が何件あったのかなと思って。

要は、佐々町に仕事をいただきたいということで何千社って申込みが来るわけです。そうした場合は、全部が、通常だったらランクづけしなくちゃならんと思うんですけども、それは受付事務のときに指名委員会でなされているのかどうか確認をさせてください。入れるところだけするんじゃなくて、全部をまずするという事です。せっかく仕事をいただきたいということで全員来とるもんですから、前もこういうことでお尋ねしたことがあるから。2点だけお願いします。

議 長（川副 剛 君）

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

指名の件でございますけども、指名は町内業者は常に全部っていうか、ランク分けしたことで全部入っておりますけども、ただ、入札の5%下げたっていうことは、その分だけ、5%から100%までキャパが広がったっていうだけでございまして、あと、入札で取るか取らないかっていうのは、ちょっとそこまでは我々は感知するところではございません。

そういうことで、町内業者は全て入っています。ただ、町外業者が2社ほど入っておりまし

たので、町外業者のほうが、例えば9月1日以降でしたら——（須藤議員「業者が出されたら、格付けは全業者しているのかっていうことを聞いている。」）すいません、格付は全業者しております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

不落は何件あったかっていうのは記憶はございませんけども、大分少なかったと思っております、不落の件数につきましては。先ほど92%から85%に下げたことによって、設計価格の100%まで範囲が広がったことによって、落札がほとんどであったというふうに記憶いたしております。

詳細については、後ほど説明をさせますけども、件数は、この報告についてはあまり必要ではないのかなと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4問目ですけど、許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

先ほど町長さんがおっしゃった入札については、まだ透明性と競争性と、もう一つ公平性、これは当然のことであって、それを今からするんじゃなく、もともとそういうのは、入札制度はしなくちゃいかんということなんです。これは意見として申し上げておきます。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、行政報告を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

しばらく休憩します。

（10時55分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

3番。

（総務厚生委員長 黒田 龍之介 君 登壇）

総務厚生委員長（黒田 龍之介 君）

総務厚生委員長の黒田龍之介です。5月19日に開催された総務厚生委員会の所管事務調査のうち、さきの臨時会で報告した案件以外の件について御報告いたします。

所管事務調査として、まず、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

国が定める基準等の一部改正に伴い、当該基準を踏まえて整備している本条例の改正を行うものです。改正は大きく2点です。

まず、みなし保育士の配置ということで、多様なニーズを抱えた子どもたちについて、専門的な支援の確保、充実が必要であることから、条件を満たした理学療法士等を保育士とみなすというものです。

もう一点は、3歳児の職員配置基準について、経過措置期間が当分の間とされていたところを、経過措置期限が明確にされたということで、20人につき1人以上の配置から、15人につき1人以上の配置について、令和10年3月31日までに配置しなければならないとの期限が示されました。

委員からは、3歳児の職員配置基準について、町内の保育園、また、全国の保育園の達成状況の確認があり、町内の状況は確認できていないが、全国では、令和7年7月時点で97.1%の達成率であるとの回答がありました。

また、現状は理学療法士などの配置はないということだが、そういった専門職の方を保育士とみなすことができるということであれば、障害のある子どもたちの発達を見守る上でも、いわゆるセラピストの関与が望まれていると思うので、募集なども検討をしていくべきではないかとの意見がありました。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

改正内容は、通勤手当に関する件で、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当の新設と、それまで通勤手当の額が条例に定められていたものを規則に定めるというものです。

当初、駐車場の利用に関しては、該当職員はいないと想定しているとのことでしたが、令和8年度から、長崎県との人事交流により、県北振興局に派遣している職員がいるため、その職員が該当するとの説明を受けました。

委員からは、遠方から出勤する場合の距離の計測や手当の額の計算方法などの確認があり、執行からは「最も距離が短く経済的な通勤経路」という基準に基づき支給しているとの回答がありました。

また、会計年度任用職員を含めた職員全体の支給状況の確認、国税庁への届出状況の確認があり、執行からは、職員で61.1%、会計年度任用職員で63.1%が通勤手当の支給対象であるとの回答がありました。

なお、手当の額は国に準拠しており、非課税限度額を超えてはないことから、国税庁への届出は不要であるとの回答がありました。

次に、国民健康保険税率改定の考え方についてです。

国としては、遅くとも令和18年度までに全国の保険料完全統一を目指すということで、長崎県においても、県と市町の間で協議をしていくこととなるとの説明を受けました。現在の本町の税率は、県が示す標準保険料率と差があり、基金の残高も減ってきていることから、安定した運営をしていくために、段階的に引き上げていくとの説明がありました。

委員から、一度に上げては負担が大きいので、段階的に上げていきたいという考えは理解できるが、そもそもの制度として、町民の負担が増えないようにするためにも、もっと国への働

きかけを強めていくべきではないかとの意見が出されました。これについては、継続調査することとしています。

次に、クリーンセンター業務委託についてです。

業務委託の範囲としては、受付業務から焼却残さ、資源ごみの積込みまでで、そのほかの業務は町で行うというものです。現在の進捗として、複数から見積りを取り、項目別に費用比較を行って、内部での協議を進めたいとのことでした。

なお、将来的なごみ処理の広域化についても報告があり、西九州させば広域都市圏連携事業の中で、佐世保市が主体となって、近隣市町との事務レベルでの研究会を行っていたが、具体的なところまでは至っていないとのことでした。

委員からは、令和7年度に改良工事が終わって、今後、しばらく使っていくに当たっての業務委託の話とごみ処理広域化の話は、クリーンセンターの今後の在り方を考えていく上で、少し整理をして議論を深めていくべきではないかとの意見がありました。これについても継続調査することとしています。

その他報告につきましては、多世代包括支援センターから、佐々町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての説明を受けました。

内容としては、新型コロナへの対応で明らかとなった課題等を踏まえ、政府行動計画、県行動計画が改定されたことに伴い、本町の計画も見直しを行ったとのことでした。

最後に、不納欠損についてですが、住民福祉課、税財政課、保険環境課から、それぞれ実績の報告を受けました。

以上が、5月19日に開催された総務厚生委員会の報告になります。

次に、6月8日に開催された総務厚生委員会の報告を行います。

所管事務調査は、その他緊急を要する事案についてとして、令和8年度第7分団消防詰所新築工事についてです。

建設後50年以上が経過し、老朽化や耐震性能が不足していることなどから、新たな防災拠点として、現在の詰所の横に移転、新築するということでした。現在地の横に新築するに当たっては、出勤しやすい国道に面していることが理由で、土地の有効活用を考えたときに、2階建てとすることで駐車場も確保できるということで、第7分団と協議をしながら進めていったとの説明を受けました。

委員から、最近の物価高騰や中東情勢の不安による予算の不足が見込まれないか、また、資材調達の遅れの懸念がないかの確認があり、執行から、現予算の範囲内で執行するものであること、資材の調達遅れの懸念については、国からの通知等もあっており、適切に対応していくとの回答がありました。

また、新築、移転後の現詰所の解体時期については現時点で未定ということで、委員から、できるだけ早く解体はするべきだという意見や、詰所内部の配置について、今後の女性消防団の加入を見据えた設計であることが望ましいのではないかと意見が出されました。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

（総務厚生委員長 黒田 龍之介 君 降壇）

議長（川副 剛 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

7番。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 登壇）

産業建設文教委員長（横田 博茂 君）

産業建設文教委員会委員長の横田です。所管事務調査について報告いたします。

開催日時、令和8年5月15日、金曜、出席者全員です。

所管事務調査、水道料金・下水道使用料について、庁舎建設事業について、農業体験施設の在り方について、あと、その他とその他報告でした。

まず、水道料金・下水道使用料についてですが、審議会を設置して、令和7年11月25日に町長から諮問を行い、計5回審議を行っている。

水道料金については、まず、改定の必要性については、必要なものと認めるという答申をいただいております。内容については、人口減少による収入の減少、物価高騰、施設の今後の更新計画により、費用増により妥当ということで審議をいただいているということ。改定時期においては、令和9年4月請求分からということで答申をいただいている。料金算定期間及び平均改定率ということで、算定期間については5年間、令和9年度から令和13年度の改定ということで御意見をいただいております。改定率については、令和6年度の決算と比較し、18.28%ということで御意見をいただいているとの説明でした。

料金体系は、現行の2段階の基本料金と1種類の超過料金を維持するということで御意見をいただいている。内容については、前回、本体価格の改定を行ったのが昭和58年になり、約44年ぶりの改定になるとの説明でした。

下水道使用料については、審議での改定は必要ないということであったが、この結果をもって、将来的にずっと必要がないということではなく、下水道事業の運営の複雑性から、しっかりとその財政見通しを注視しながら、必要であればすぐに改定に向けて検討を行うようにという答申の内容でした。

この改定に伴って、附帯意見もいただいているとのこと。

意見の内容として、主なものは、改定実施の際にしっかりと住民に周知をしながら進めてもらいたいということ、費用削減と料金以外の収入の確保での努力を継続してもらいたいということでした。

今後のスケジュールについては、9月の議会に条例改正の議案を提出できればと考えており、半年の周知期間を経て、令和9年度の4月請求分からの改定ということで進めたいと考えているとの説明でした。

委員からは、二、三年後には下水道使用料も上げざるを得ない可能性があるのであれば、今回上げておくべきではとの意見も出されました。これについて、執行からは、施設は比較的新しい部類であり、基準外の繰入れなども一旦落ち着くため、今回は上げなくてもよいという結果となったとの回答がありました。

この案件については、当委員会としては継続調査といたしました。

次に、庁舎建設事業について。今後のスケジュールということで、現在、駐車場整備の工事の発注に向けての準備を進めている状況。駐車場整備計画については、庁舎入り口付近で車の乗入れができる形で整理をし、駐車場台数としては、全体としては210台の計画となっている。主に公用車を止める1工区が40台、こちらは既に完成している部分、それから、2工区の旧庁舎の跡地部分が109台、3工区の旧庁舎の駐車場になっていたトイレがあるところと旧技能訓練校跡地が61台で、計210台ということです。

新庁舎に係る対応状況ということで、新庁舎の不具合については、その都度、谷川建設のほうに連絡をして、必要に応じて対応をしてきている。温度や湿度などの変化によって、壁や床の継ぎ目に隙間ができる事象が多く見られているという状況で、一通り4月末に補修をしていただき、今後、また補修後の状況等も見ながら、今度は2年点検という形になるということでした。

庁舎へのATMの設置については、これまでも設計の計画当初から検討しながらも、費用負

担の面で設置には至っていない。例えば、コンビニATMのような形での設置には、月額30万円程度の負担が必要な上に、通帳記入はできないとか、利用者の手数料がかかるといったようなことで、費用対効果を考えると難しいということがあり、設置には至っていないということ。

十八親和銀行ATMの屋外設置費用については約1,200万円で、なおかつ維持管理費用として年240万円を町のほうで負担すれば設置ができるとのこと。庁舎内に設置ができないかという協議をしたところ、設置費用約500万円に加え、維持管理費用で年間120万円の負担をしていただければ、設置ができるとの銀行側の回答があったとのこと。設置費用もかかり、経常的費用として将来的にわたる負担がずっと続いていくことから、この内容については厳しいと考えているとの説明でした。

ろうきんのATMは、佐々町の駐車場整備に起因して一時撤去と再設置になるので、設置費用として約1,000万円程度の費用を負担していただけないかということでの話をろうきん側からいただいているが、維持管理費用については求めないということ。どちらにせよ、費用負担が課題となり、今年度をかけ相手側と協議をして、進めさせていただきたいと思っているとのことでした。

この案件については、当委員会としては継続調査といたしました。

次に、農業体験施設の在り方について。施設の老朽化や運用に関わる経費の増大に伴い、運用の方法の見直しをし、令和8年度における経費の削減への取組を実施しているところ。令和8年度は従事している職員1名を削減し、4名体制で実施している。直売所等への農産物の出荷を取りやめ、施設の利用検討及び効率的な管理の検討を行っているところである。また、幼稚園や学校等の体験農園事業は継続して事業を実施しているとの説明でした。

宿泊施設の効率的な運用検討及び利用促進の検討ということで、民間事業者等による運営の検討を行い、今後も障害者福祉施設等への運営を委託することを考えていきたいとのこと。

委員からは、障害者福祉施設等だけの検討ではなく、サウンディング調査などを実施し、広い視野で検討するべきではとの意見が出されました。

続いて、所管事務調査のその他。委員より、レモンの栽培について、現在はどうのような状況なのかと、事業計画が必要ではないかとの確認に、植え付けた分が佐々の土地に合うのかどうかというところの検証を行っている状況であるとのことと、事業計画に関しては、今の段階では作れないとの回答でした。

この案件に関しましては、委員会として内容を確認し、引き続き調査を行います。

次に、その他報告について。

地域公共交通確保維持改善事業について。佐世保市・佐々町地域交通計画に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会が推進主体となり、西肥バスの路線再編推進に資する路線分析・調査事業を支援するもの。佐々町の負担金は約130万円を見込んでおり、6月の補正予算で計上予定。西九州させば広域都市圏の連携事業の負担金として支出を予定しているとのこと。

学校給食食材等の高騰について。昨今の物価高騰の影響により、食材費の不足が生じる見込みである。主食であるパン・白御飯をはじめ、牛乳、野菜など、ほぼ全ての品目において価格が上昇しているとのことでした。2学期以降は、学校給食の公会計に移行するため、今後は補助金ではなく、賄材料費ということで支出をしていく。4月から7月までの食材費の上昇率を参照し、必要な場合は9月以降も補正予算の対応をさせていただきたいとのことでした。

入札制度について、建設課。最低制限価格の引上げについて、工事は87%から92%、委託は75%から80%に引き上げるということでした。令和8年4月1日以降に執行する入札から適用ということで改正しているとの説明を受けました。

令和7年9月1日以降に執行する入札から、本町の官製談合事件に関する入札制度改革の暫定的な対応として、工事・委託の最低制限価格を5%引き下げており、新年度から、県及び県

内自治体との同様の、令和7年9月1日以前の率に戻すことを町長が表明したため、今回の改正をしたとの説明でした。

委員より、引下げで起きた効果と戻した理由はとの確認に、効果については2点ほどあり、公開ランダムを導入することにより、ランダム後の最低制限価格が入札会場で決定するまで誰も分からなくなるため、情報の漏えい防止が図られたこと。また、最低制限価格を引き下げた結果、落札率が下がったものもあり、工事のみで、現在、令和7年9月1日以降の平均が90.89%に対し、令和6年度が95.58%で、5%ほどの削減が図られた効果があったとのこと、戻した理由は、町長が3月までの暫定措置ということで考えていたという説明でした。

その後の委員と執行側のやり取りを要約しますと、最低制限価格を92%から87%へ引き下げた施策について、委員からは「半年後に92%へ戻した以上、87%への引下げは、町にとっては十分な成果を生まなかったのではないか」との指摘がなされました。執行部は、引下げによって入札額が下がり、一定の財政効果はあったものの、ダンピング受注や工事品質の低下、建設業者の経営悪化、担い手不足などの懸念があったため、総合的な判断として92%へ戻したとの説明がありました。

また、官製談合事件への対応としては、入札のランダム化が主な対策であり、最低制限価格の引下げは、必ずしも同じ目的ではなかったとの見解が示されました。当時の建設課長からは、87%への引下げについては慎重な立場から意見を述べていたものの、談合事件後であったこともあり、新町長としての考えを踏まえて、最終的な判断がなされた経緯が説明されました。建設業界との協議では、92%でも経営環境が厳しい中での5%引下げに対し、強い不安の声があったことも報告されました。

委員からは、施策によって、行政と地元建設業界との間に溝が生じたのではないかと懸念が示され、災害協定の影響についても議論が行われました。これに対し、執行部は、92%へ戻したことで、業界との関係改善が進んでいるとの認識を示すとともに、災害協定についても改めて締結し直し、信頼関係の再構築と災害時の連携強化に取り組む考えを明らかにしました。

議論全体を通じて、財政効果だけではなく、地元建設業の育成、工事品質の確保、災害時の協力体制などを総合的に考慮した結果、従来の92%へ戻す判断に至ったことが確認されました。

次に、不納欠損処分について。不納欠損処分は上水道2万2,710円、5名、17か月分、下水道1万6,950円で、いずれも死亡を理由とするものでした。

最後に、佐々町農業委員・農地利用最適化推進委員の募集等について。両委員の現在の任期が、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となっている。今回、改選を行うこととなり、令和8年2月13日から令和8年3月12日の間に推薦・募集を行ったとのこと。農業委員は定員が13名のところ、推薦・応募は11名となっており、5月15日の時点では定員割れの状態となっている。農業委員については町長が任命することになっており、また、議会の同意が必要となり、6月定例会においては、1名ずつ議案として上程予定との説明を受けました。

続きまして、6月8日に開催された委員会です。

所管事務調査、庁舎建設事業についてとその他です。

旧庁舎解体工事の完了に伴い、新庁舎駐車場整備工事の入札を近日中に執行し、落札されれば、本定例会に追加議案を提出予定である旨の説明を受けました。

工事概要としては、旧庁舎跡地と旧庁舎駐車場、旧技能訓練校跡地を駐車場として活用するため一括発注し、170台の駐車スペースを整備する計画であるとの説明を受けました。

また、地中を通っている排水管について、現時点では危険性はないが、将来的に整備が必要となるため、今回、併せて整備するとの説明がありました。

その他、雨よけのための歩廊や懸垂幕、駐車場入り口の看板などの設置を計画しているとのことでした。

委員から、排水管の整備を庁舎建設事業に含めてよいのかという確認があり、後から整備す

るとなると大規模な工事となり、経費もかかるため、今回の工事と併せて実施することにした旨の回答がありました。起債の要件においても、排水路整備を含めることに問題はないということでした。

また、新庁舎から栄町通りにかけての傾斜についての確認があり、水たまりをつくらないようにするためにも傾斜は必要であり、駐車したときの事故等にはつながらない程度の傾斜であるため、心配は要らないという回答がありました。

その他、スケジュールどおりに進むように努めてもらいたいという意見や、町なか活性化のためにも、駐車場を24時間開放したほうがよいとの意見が出されました。

以上の調査を行いましたので、詳細については議事録、資料等を御覧ください。

これで、産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 降壇）

議長（川副 剛 君）

次に、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

1 番。

（議会運営委員長 永田 勝美 君 登壇）

議会運営委員長（永田 勝美 君）

議会運営委員長の永田でございます。

令和8年6月8日に開催しました議会運営委員会の報告を行います。

出席委員は全員で、案件は、佐々町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）についてです。

この規程の第3条に「個人識別符号」というものが列記して記載されておりますけれども、その中で引用されている関係法律等の改正があったため、それに伴う改正を行うというもので、規程の内容そのものが改正されるものではないという説明でございました。

なお、ここでいう個人識別符号とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして、政令で定められた文字や番号をいうもので、例えば、今回の改正でいえば、介護保険事業を実施する市町村が、被保険者の資格を管理するための番号として使用している被保険者番号等が、これに当たるというものです。

委員から、今回の改定に関連する執行側の改正はないのかという確認がありましたが、今回改正された第3条に規定する個人識別符号というものが、そもそも議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の中にしか規定されていないため、執行側の改正は不要ということでございました。

以上で委員会の報告を終わります。

（議会運営委員長 永田 勝美 君 降壇）

議長（川副 剛 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（11時32分 休憩）

（11時33分 再開）

— 日程第6 一般質問（中川 由美恵 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、5番、中川由美恵議員の発言を許可します。

5番。

5番議員、12時を超えと思いますけれども、1時間ありますので、気にせずに時間たっぷり使って質問してください。

5 番（中川 由美恵 君）

ありがとうございます。

こんにちは、5番、中川由美恵でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

ホームページ、SNSの利便性向上と情報発信についてです。

近年、スマートフォンの普及やデジタル技術の進展により、行政情報の受け取り方は大きく変化しております。これまでの広報紙を中心とした情報発信から、現在は、ホームページやSNSを活用した、迅速で分かりやすい情報発信が求められる時代となりました。特に子育て世代や若い世代においては、日常的にスマートフォンから情報を取得することが当たり前となっており、行政情報についても、必要なときに必要な情報をすぐに確認できることが重要となっています。

また、国においても、デジタル庁が創設され「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」を理念に、行政サービスのデジタル化や情報発信の充実が進められています。住民にとって、分かりやすく使いやすい情報提供が、これまで以上に求められるのではないのでしょうか。

さらに、近年は自然災害も頻発しており、災害時における行政の情報発信は、住民の命と暮らしを守る重要な役割を担っております。避難情報や道路状況、ライフラインに関する情報など、正確で迅速な情報共有は非常に重要であり、行政の情報発信力そのものが、地域の安心・安全につながる時代になっていると感じています。

また、日常生活においても、子育て支援、福祉、健康づくり、各種手続、補助金や助成金など、住民生活に関わる情報は多岐にわたっています。そのため、住民にとって分かりやすく、必要な情報へたどり着きやすい情報発信が、これまで以上に重要になってきていると思います。

実際に、住民の方からは、制度があることを知らなかった、ホームページのどこを見ればいいのか分からない、欲しい情報にたどり着きにくいといった声を耳にします。

若い世代では、SNSから情報を得る機会が増える一方で、高齢者の方からは、文字が多くて分かりづらい、必要なページが探しにくいといった声もあり、情報を発信する側と情報を受け取る側との間に、少しギャップが生じている部分もあるのではないかと感じています。

情報を発信していても、住民の皆様に必要な情報へつながっているかという視点が、これからますます重要になってくるのではないのでしょうか。このような視点から、質問させていただきます。

まず、初めに、ホームページやSNSの利用者数と閲覧数が多いページの情報把握についてお伺いします。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

それでは、初めに、本町のホームページについての分になりますけれども、令和7年度1年間の集計で、一番アクセス数が多かった記事は「休日在宅当番医のお知らせ」で4,719件、次に「町長のプロフィール」で4,594件、次いで「サン・ビレッジさざ」、これは施設状況の分になりますけれども、それで3,468件となっております、ほかには「クリーンセンターへの持込みについて」や「幼稚園・保育所等の空き状況について」などもアクセス数が多い記事となっております。

また、SNSのフォロワー数としましては、令和7年度末の数値になりますけれども、町公式のLINE登録者数で2,440人、Instagram登録者数で1,260人となっております。

その中でも、Instagramでの投稿に対して閲覧数が多かったものについては「令和7年夏祭り」や「青少年音楽祭」、それから、令和8年の「花菖蒲うなぎまつり」、それから「河津桜シロウオまつり」など、イベント関係の投稿の閲覧が伸びている状況でございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

LINE登録者が2,440人、Instagramのほうで1,260人という数字をいただきました。ありがとうございました。

住民の皆様がSNSを利用しながら、行政情報を取得されていることがよく理解できました。今すぐに必要な情報を検索されているように感じました。休日診療所とか、そういったものは、やっぱり今すぐの情報ではないかと思います。町長ページのアクセス数が多いということは、町政に対する関心や町長への期待の現れだと感じております。

アクセス数や閲覧状況を把握することは、住民のニーズを知る重要な指標となるものではないかと思います。どのような情報が求められているのか、また、住民の皆様がどのようなタイミングで情報を必要としているのかを分析しながら、より分かりやすい情報発信につなげていくことが重要に思います。特に、スマートフォン利用が中心となっている若い世代や子育て世代では、SNSなどを活用した情報収集が日常となっております。

そこで、次に、若い世代、子育て世代に向けた情報発信について、ホームページやSNSでどのような発信を行っているのかお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

若い世代とか子育て世代向けの情報についてですけれども、ホームページ上では、保育園などの空き状況や利用手続、また、物価高対応子育て応援手当など、その時期に対応した情報発信に努めているところでございます。

また、SNS、LINEでございますけれども、就学時の健康診断の実施でありますとか、羽ばたけ若者人材育成奨学金の申請など、住民の方に手続をしていただく場合なども情報発信をしているところです。

一方、ホームページでは、通年で掲載しております福祉医療費助成制度や誕生祝い金、児童手当など給付金や助成金などの制度関係の記事、さらには、皿山公園の遊具でありますとか、でんでんパークさざなど、施設関係の記事にも多くアクセスがっている状況でございます。以上です。

議長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

LINEやインスタグラムなどを活用しながら、情報発信が行われていることは理解いたしました。情報発信の内容も、非常に時期にこだわられているということは、旬な情報をすぐに見られるという発信の仕方だということも理解いたしました。

SNSは限られた時間の中で多くの情報を見る時代でもありますので、分かりやすさ、目に留まりやすい発信であることが非常に大切ではないかと感じております。

また、SNSで関心を持った方が必要な情報へつながることは重要であり、住民生活に関わる制度や支援については、より分かりやすい情報提供が求められるのではないのでしょうか。

実際に、佐世保市をはじめほかの市町村では、補助金や助成金を分野ごとにまとめた一覧ページの提供がされており、住民が探しやすい工夫がされています。制度があることを知らなかった、自分が対象になるのか分からないといった声を聞きます。情報を発信していても、必要としている方へ情報が届いていなければ、制度を十分に活用できない場合もあるのではないかと感じております。

また、現在は、情報量も非常に多く、ホームページを検索しながら探すが負担にならないように、住民目線の情報提供が大事ではないのでしょうか。

そこで、次に、現在実施している補助金、助成金の分かりやすい情報提供が行われているのか、その情報をまとめた一覧ページの提供が整っているのかをお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

現在、補助金、助成金の住民の皆様への情報提供につきましては、広報さざやホームページなどで個別に公表、周知を行っております。

具体的には、それぞれの補助金申請のタイミング等に合わせ情報発信をしているものや、常時公表しているものもございます。

ホームページ上の掲載の構成については、妊娠・出産、子育て、結婚・離婚、介護・病気などの分野ごとに行っておりますが、議員御質問の補助金、それから助成金の情報をまとめた一覧ページの提供については、現在、構築できていない状況でございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

情報を掲載しているということと、皆様が実際に必要な情報にたどり着いているということは別問題のように思います。先ほどおっしゃった広報さざなどは、個別に情報を載せられてい

るということをお伺いしまして、個別に情報を載せていると、そのときに、必要なときに、そのページを見ることができないと、どんどん埋もれていって、そこを掘っていかないとそこにたどり着かないような状況になるのではないかと思います。

妊娠などそういった、その方に、日が変わるような内容ですと、常に情報提供がされている状態であるということだったので安心はいたしました。

現在は、一覧したページがないということでしたが、その一覧ページをお作りになる御予定などはございませんか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

5 番議員がおっしゃるように、ある程度行政に通じていなければ、探し当てるのが難しい状況だというふうに思っているところでございます。補助金や助成金の情報につきましては、住民の生活や事業活動などに直結する重要情報であり、その利便性向上や、分かりやすく検索しやすい情報発信は、課題であると認識をいたしております。

また、他自治体のホームページでは、補助金等の情報を一覧にまとめているところもあり、大変見やすく、また、探しやすいと感じたところです。本町においても、早い時期に整理をし、閲覧しやすい、また分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

町長から利便性向上について考え方、思いがあられることを理解いたしました。非常にありがたく思っております。

一覧の表というのを、できれば作っていただきたいなど。ぱっと見たときに、業者の方対応なのか、個人的な住民対応なのかというのも分けて作っていただくと、非常に分かりやすく、自分がそれに対して、必要な情報だということがすぐ分かるような状態であっていただければなど、個人的には思っております。

特に、子育て世代、近年は物価高騰など、住民生活への負担がすごく大きくなっております。特に、子育て世代や高齢者世帯、事業者の方々など、多くの方が日々の生活に不安を感じておられる状況が長く続いております。そのような中で、補助金や助成金は、住民の暮らしを支える大切な支援策であると感じております。

では、次の質問です。

現在、多くの方が SNS から情報を取得している時代でもありますので、SNS で興味を持った方が、詳しい情報をホームページで確認できる流れも重要ではないかと思っております。

特に SNS は、まず知ってもらう入り口として、ホームページは詳しい内容を確認する場として、それぞれの役割を連携させることで、必要な情報へつながりやすくなると感じております。また、そのつながり方が簡単で分かりやすいことも重要ではないかと考えます。

そこで、次に、ホームページと SNS は連携されているのか。また、SNS からホームページへ誘導する仕組みは整っているのかをお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（藤永 大治 君）

まず、ホームページとSNSの連携についてですが、例えば、LINEで情報発信をする場合ですが、情報量の掲載には限りがありますので、そのときには、詳しくはホームページへということで、町のホームページや関係機関のホームページのアドレスを貼り付けて誘導しているところがございます。

これは、LINEでは多岐にわたるお知らせを発信することが多く、また、文字数が多くなると見にくくなるということから、詳しい情報はホームページへという流れになっております。

一方、Instagramにつきましては、現在はイベント情報などの投稿が多いため、ホームページへ誘導する必要がなく、リンクしていないということもありますけれども、Instagramの投稿では、ホームページ内の特定の箇所のアドレスを貼ってもリンクできないようになっておりますので、ほかの方法として、いい取組をされている自治体のページがあれば、参考にさせていただきたいと思います。

現時点では、例えば、何かの募集でありますとか、制度のお知らせをしたいというときは、投稿のページ数を増やして、詳しい情報を掲載するというようなことをやっていきたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

リンクが貼り付けられたホームページのほうを私もちょっとしてみたんですが、そこを押すと、佐々町のホームページのほうに行くことは理解しております。そこからその情報にたどり着くには、やはり自分でいろんなことを検索していったり、中に入っていくといかない状況であったので、もっとそこに、情報にたどり着くといいなというふうに感じたところではございます。

SNSで関心を持った方が、詳しい情報提供や手続や申請ページにつなげることで、利便性向上につながるのではないかと考えております。

また、スマートフォンやインターネットを活用した情報発信は非常に便利である一方で、デジタル機器の操作に不慣れな方や、情報取得に不安を感じる方もおられるのではないのでしょうか。特に、高齢者や障害のある方などの配慮は非常に大切です。

そこで、次の質問です。

誰一人取り残されないデジタル化について、高齢者や障害のある方への配慮に対して、どのような認識を持っておられるのかお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

誰一人取り残さないデジタル化に関してですが、第3期佐々町総合戦略の中で、横断的な政策として「デジタル技術の活用・DXの推進」という目標を掲げており、その中の基本的方向性にも記述していますが「高齢者やデジタル機器の利用に不慣れな方への支援体制を充実させ、誰一人取り残さないデジタル化を実現します」としております。

具体的には、本年度において、オンライン申請システムや書かない窓口、セミセルフレジを導入し、利便性の高い手続環境を整備することとしております。また、昨年度には、図書館主

催講座の中でスマホ講座を開始し、スマートフォンの基礎操作やLINEの使い方などについて理解を深めていただきました。

デジタル化を推進する一方で、アナログ方式を全て排除するものではなく、現段階では、高齢者や障害のある方に配慮した住民サービス、窓口対応にしていかなければならないと考えておりますし、デジタルを使わない選択の自由の確保にも留意しなければならないと思っているところでございます。

議長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

町長の今の答弁の中で、住民に対応した窓口といったお言葉をお聞きいたしまして、安心したところでございます。スマホ講座やLINEの使い方などをされているというところは、非常にいいところだなと感じました。

高齢者や障害のある方、また、デジタルに不慣れな方への配慮を行いながら、情報発信を進めていくことの重要性を感じております。便利だからこそ誰もが使いやすく、必要な情報へスムーズにつながる環境づくりが大切ではないでしょうか。ホームページやSNSは、住民と行政をつなぐ大切な窓口です。今後も、住民目線に立った分かりやすく、使いやすい情報発信になることを期待いたします。

それでは、次の質問です。

障害児支援についてです。

障害のある子どもたちが、その特性に応じた適切な教育を受け、住み慣れた地域の中で安心して成長していける環境を整えることは、行政の果たすべき重要な役割であると考えます。近年、全国的にも、発達障害を含め、支援を必要とする子どもたちへの理解や支援の重要性が高まっております。一人一人の特性や状況に応じた支援や多様な学びの環境づくりが求められる中、障害のある子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境整備は、重要な課題であると感じます。

また、近年は、医療的ケアを必要とする子どもたちや、重度・重複障害のある子どもたちの対応など、支援のニーズも多様化しており、学校現場や保護者の方々の負担も大きくなっております。

さらに、障害のある子どもたちやその家族の中には、必要な支援制度の情報が十分に届いていないことや、相談先が分かりにくいなどの課題もあると感じています。

また、障害への理解不足や、地域とのつながりの中で不安や孤独を感じてしまうケースもあるのではないかと思います。本人への支援だけでなく、家族への支援や地域の理解促進も重要な課題の一つであると感じます。

また、国においては、医療的ケア児支援法の施行や、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の義務化など、障害のある子どもたちへの支援体制の充実や、必要な配慮を行う取組も進められています。障害のある子どもたちが安心して学び、成長していくためには、教育だけでなく、福祉や医療、地域との連携も重要であり、子ども本人だけでなく、家族への支援という視点も必要であると感じています。

一方、支援制度があっても、必要な情報につながりにくい、どのような支援があるのか分からない、サポートしてほしいことが伝わらない、相談先が分かりにくいなどの不安の声を耳にすることがあります。実際に、必要な方が利用できる環境になっているのかという視点も非常に重要です。

特別支援学校へ通学する児童生徒は、広域な通学や移動に伴う負担、それぞれの障害特性や

身体状況に応じた支援も必要になってきています。特に通学については、子ども本人だけでなく、保護者の方々にとっても大きな課題があるのではないかと思います。そのような視点から、支援状況や課題について質問させていただきます。

まず初めに、特別支援学校へ通学する児童生徒の人数と学年、障害区分についてお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

それでは、今年度、本町から長崎県立佐世保特別支援学校へ通学される児童生徒の状況について御説明いたします。

なお、学年ごとの人数につきましては、個人の特定につながるおそれもございますので、障害別、小中高の区分での合計人数までで御容赦いただきたいと思います。

まず、小学生、小学部ですが、知的障害の児童が6名、肢体不自由の児童が3名です。

次に、中学生、中学部ですが、知的障害の生徒が7名、肢体不自由の生徒はゼロ名です。

次に、高校生、高等部ですが、知的障害の生徒が3名、肢体不自由が1名となっています。以上です。

議 長（川副 剛 君）
5番。

5 番（中川 由美恵 君）

佐々町からの特別支援学校へ通学している児童生徒人数と障害区分を知ることができました。ありがとうございました。そして、私の質問に対しての御配慮をいただきまして、ありがとうございました。

児童生徒それぞれに異なる特性があることから、その特性に合わせた環境づくりが改めて重要であると感じました。また、通学支援バスの支援が行われていることは承知しておりますが、保護者負担や個々の状況に応じた支援が必要であると思います。

次の質問です。

特別支援学校へ通学する児童生徒に対して、どのような支援制度やサービスがあるのかお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

長崎県立佐世保特別支援学校へ通学される児童生徒の皆さんについては、町教育委員会が直接行う支援制度や提供サービスはございません。これは、町外の公立・私立の小中学校に通われる一般の児童生徒と同様の取扱いになりますが、町外で就学される児童生徒の方々については、県教育委員会の所管となり、必要な支援・サービスは学校を通じて手続が行われ、県教育委員会から提供されるというようになっております。

なお、支援の内容としましては、代表的なものとして、特別支援教育就学奨励費がありますが、こちらは、通学に要する交通費、新入学時や通常使用する学用品費、通学用の靴や雨具などの通学用品費、オンライン学習に伴う通信費、修学旅行費などが対象となっており、実費ま

たは基準額による助成がされるようになっております。
以上です。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

県からのものが、通学に対応した支援などが交通費支援などを含めてあるということを理解いたしました。佐々町から通学している児童生徒であっても、佐世保市にある特別支援学校については、教育委員会の管轄ではないということを理解いたしました。どうしても佐々町に住んでいる子どもたちは、全て教育委員会の管轄に入ってくるのかなというふうな認識でございました。

では、佐々町から通学支援はほかにどのような支援があるのかお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

通学支援につきましては、平成31年度から、特別支援学校へ通学しているお子さんを対象に実施しております。平成31年度から令和6年度までは、タクシーによる送迎の支援を行っていましたが、現在は、利用者の増加により、令和7年度からマイクロバスによる通学支援を行っているところでございます。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

私自身も通学支援バスが運行されていることは承知しておりましたが、現在の町の通学支援としては、その支援だけであるという認識をいたしました。

通学支援バスは、児童生徒や保護者にとって、とても大切な支援の一つであります。特に、毎日の通学においては、保護者にとって継続的な送迎負担もある中で、支援バスは児童生徒が安心して通学できる環境づくりや、保護者の負担軽減につながる大事な支援であると感じております。

そこで、次に、支援バス利用について、支援バス利用児童人数をお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

支援バスの利用者数でございますが、現在、小学生5名、中学生2名の計7名が御利用になっておられます。

議 長（川副 剛 君）
5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

7名の児童生徒が利用されているのですね。通学支援バスは、児童生徒や保護者にとって大切であると感じております。

次の質問ですが、支援バスの利用を希望していても利用できないケースなどはございますか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

利用申請書を提出された方で利用できなかったケースはございませんが、事前の相談の中で、町が保護者の方の御要望に応えることができず、保護者の方が送迎をされている現状があることは承知をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

事前相談の中で御要望にお答えすることができず、現在、保護者の方が送迎されているということですが、どのような理由から要望にお応えできなかったのか伺いたします。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

支援バスを利用できておられないのは、車椅子を御利用のお子さんでございまして、バスの乗車に2名のヘルパーが必要とお聞きしておりました。課内で検討しました結果、福祉タクシーとヘルパー2名を用意することが難しいとの結論に至りまして、お断りをした経緯がございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

現在のバスでの対応が難しかったり、乗車時の介助体制に限界があったりで、御要望にお応えできないケースがあるということは理解いたしました。

しかしながら、同じ佐々町に暮らす子どもたちの間で、支援バスを利用できる子と利用できない子に分かれてしまっている現状は、平等ではないように感じる部分がございます。障害の特性や必要な支援は一人一人異なるからこそ、それぞれの児童生徒に応じた支援をどのように整えていくのかという視点も重要ではないかと思えます。

そのほかの理由で、バスの利用をお断りされている方がおられますか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

そのほかにバスの利用をお断りしているケースはございません。
以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

理解いたしました。安心いたしました。

先ほど、車椅子利用や介助体制についてのお話もありましたので、次に、車椅子利用や介助が必要な児童生徒への支援、対応について伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

まず、マイクロバスへの乗車ですが、バスは役場の駐車場で待機し、そこに保護者の方が児童生徒を連れてこられます。車椅子の児童につきましては、保護者の方がお子様を抱えられ、バス内のチャイルドシートに乗せておられます。車椅子は、スタッフがバスへ乗せております。介助については、現在、ほぼ児童生徒1名に対しヘルパーが1名ついて、移動の際の危険防止に努めております。

なお、ヘルパーに係る費用につきましては、所得にもよりますけれども、自己負担額が、毎月上限5,000円となるようにしておるところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

車椅子利用や介助が必要な児童生徒への対応について、安全面に配慮しながら支援が行われていることを理解いたしました。

マイクロバスが駐車している駐車場のところに、お子様を乗せて、保護者の方がそちらに向かっていているところを、私も毎日のように見ております。一方で、介助体制や人的な課題があるようにも思っております。介助が必要な御家庭にとっては、駐車場までの送迎に加えて、ヘルパー利用による自己負担も継続して必要になることから、保護者の負担は決して小さくないものと感じます。

また、障害のある子どもたちが安心して学び、成長していくためには、通学支援だけでなく、地域全体で支えていく環境づくりも非常に重要ではないかと思います。

そこで、次の質問です。

障害のある子どもたちが、地域の中で成長できる環境づくりについて、どのような課題があるのか伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

佐々町では、保健福祉総合計画を策定しており、アンケートの中で、当事者又はその御家族の方から、障害に対する理解や情報提供の充実、医療費の補助など様々な御要望を伺いました。障害のある子どもを持つ保護者の方にとって、子どもの発達や将来の生活など、様々な不安を抱えていらっしゃると思いますが、町としましては、相談支援や障害福祉サービスのさらなる充実に取り組むことが課題であると考えております。

その中で、議員御質問の通学支援バスについては、特別支援学校に通っていらっしゃる保護者の方のお気持ちを十分にお伺いし、保護者の方の負担軽減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

保護者への理解や通学支援バスについて、保護者負担軽減につなげていきたいとの前向きなお考えを聞くことができ、大変うれしく思っております。保護者にとりましては、自分の子どもの支援に対して非常に敏感になり、感謝の気持ちもすごく持ていらっしゃると思います。

障害福祉サービスのさらなる充実に取り組む課題があるとの答弁につきましても、心強く感じております。今後は、こうした取組が着実に進み、実際に支援を必要とする御家庭へ届いていくことが大事ではないかと思います。

それでは、最後の質問です。

現在の障害児支援体制についてどのような評価をしているのか、町としての見解をお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

まずは、私、教育委員会といたしまして、町立の小中学校から特別支援学校のほうに、教育の支援のニーズということで転出入される方々もいらっしゃいますので、そういった意味での取組の評価ということでお答えさせていただければと思っております。

本町の特別支援教育に対する理解ということにつきましては、年ごとに高まっております。5歳児健診にはじまって、幼保小連携の組織立った情報交換、それから、小中学校と高等学校、特別支援学校が連携する佐々町特別支援教育コーディネーター連絡協議会など、ソフト面における連携ということについては、組織的な見守りができていると考えております。

しかしながら、障害をお持ちの御家庭にとりましては、支援体制のニーズについて多岐にわたるものでありまして、現在の障害をお持ちの児童生徒に対する支援は、十分でないということも認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、それぞれのニーズに耳を傾けつつ、持続可能な教育体制の構築について、今後も意を用いてまいりたいと考えております。必要最低限の支援は進めているものと認識もしているところです。

以上です。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

先ほどお話がありました車椅子の方、介助が2名必要だということで、お断りをさせていただいているという、申し訳なく思っておりますけども、この事業につきましては、地域生活支援事業の交付率が物すごく下がってきております。非常に町の負担が増えてきているという状況でございます。

障害児支援を担当している多世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、関係機関と連携しながら総合的な支援を行っています。特に、障害がある子どもさんの支援につきましては、個別的な支援が必要となりますので、保健師が窓口となり、関係機関と連携が必要な場合は、伴走型で対応を行い支援をしています。

しかしながら、そもそも相談することを悩み、声を発することができないために、町が情報を把握できなかったこともあると思っております。これまで以上に、関係機関や地域とのつながりを大切にし、横断的な連携促進を図っていきたいと考えております。遅くとも、3歳児健診時までは、御家族との関係を深くしてもらいたいと思って、多世代包括支援センターに係構築をお願いしているところでございます。まずは、どんなことでも相談を行うことができ、ワンストップサービスの実現に向けた体制整備に努めてまいります。

佐々町の障害児支援体制については、住民福祉課、多世代包括支援センター、教育委員会がそれぞれの役割を持ち、また連携しているところです。

さきの御質問の中で、保健福祉総合計画の話がありましたが、毎年度、有識者等で構成されている佐々町地域共生推進協議会におきまして、点検、評価をいただいております。地域とのつながりは多世代包括支援センターを中心にして、一定の評価をいただいているところです。

しかしながら、当事者やその御家族のニーズの把握や、サービスの利用状況の確認、相談支援体制など、十分に手が行き届いていないところもあるのではないかと考えております。

今後は、完全とはいかなくとも、障害をお持ちの方が、安心して日常生活を営むことができる環境整備に努めてまいりたいと思っております。

議長（川副 剛 君）
5番。

5 番（中川 由美恵 君）

教育長、町長とお二方のお話、答弁をお聞きいたしまして、ありがたいなと思っておるところでございます。

3歳児、5歳児健診って非常にとても重要で、そこから保護者が安心したところにつながるというところが、とても重要ではないかと思っております。

行政内でも連携を取りながら支援に取り組まれていること、地域とのつながりに一定の評価があること、まだ、その課題があるとの認識を持たれていることに対しても、理解をいたしました。

そして、町長の答弁にございましたところで、町の負担が増えてきているっていうところと、それでもやっぱり個別の支援が、障害児支援というのはとても重要で必要だっていうこと、健診からの切れ目ない支援っていうのは、ここはとても非常に、保護者としては、常にそれは深くあってほしいなと思っております。

そして、教育的な見守り、支援は十分ではない、そして、声を発することができない方々への、その思いをどうくみ取ってどう吸い上げていくのか、ここもとても重要な問題ではない

かと思っております。

障害児支援は特別な支援ではなく、子どもたちが安心して学び、地域の中で成長していくために必要な支援であり、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながるものと考えております。

また、障害のある子どもたち一人一人の特性に寄り添い、その子らしく成長できる環境づくりや、日々子どもたちを支えておられる保護者の方々の思いに寄り添うことも大切であると感じております。その子の発達や生活の状況に応じて必要な支援は異なるため、画一的な対応ではなく、柔軟できめ細やかな関わりが求められていると思います。

保護者の方々が抱える不安や負担に対しても、相談しやすい環境や継続的な支援の取組が非常に重要ではないでしょうか。家族が思ったときに、悩んだときに、すぐに相談ができる窓口、例えば、多世代包括支援センターとかにちょっと自分の気持ちを聞いていただきたいといった、そういうちょっとしたお気持ちを聞いていただけるということは、非常に大きな支援につながっていくものだと思っております。行政だけでなく、地域全体で理解を深めながら支えていくことが、これからますます重要だと思います。

本町で暮らす障害のある子どもたち、そして、その家族がこの佐々町で安心して暮らせる、子どもたちの成長に希望や喜びを感じながら日々を過ごしていただけるように、今後も当事者や保護者の声にしっかり耳を傾け、寄り添った支援を進めていただけることを願っております。

そして、子どもたちが地域の中で学び、成長し、安心した暮らしを佐々町でできることを深く深く期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川副 剛 君）

以上で、5番、中川由美恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（12時21分 休憩）

（13時30分 再開）

— 日程第6 一般質問（黒田 龍之介 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、黒田龍之介議員の発言を許可します。

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

おかげさまで、私も佐々町議会議員として1年間、無事に有意義な活動を継続することができております。そして、この間、県内政局においても大きな変化がありました。ことし2月には衆議院解散選挙をはじめ、長崎県知事選挙と佐世保・北松選挙区の県議会議員補欠選挙が実施されましたが、その中で、私は、当選された永安健次県議の応援をさせていただく機会を得ました。

この選挙期間とその後の経過において、私は、県北の県議会議員の諸先生方や佐世保市議会の先輩議員各位と多くの時間を共有させていただき、改めて、県北の課題や将来への方向性について議論をする機会を得ました。

本日は、そうした佐々町を取り巻く地政的な環境を踏まえ、通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、まず一つ目、原子力発電施設等立地地域の指定についてです。

①佐々町としての認識について。

長崎県の防災企画課によれば、令和7年12月22日付で、政府は、原発立地振興法の対象地域拡大を半径10キロメートル圏内から30キロメートル圏内に拡大することを正式に通知し、長崎県では、これに該当する佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市に加え、30キロメートル圏外の佐々町についても、国の指定基準を満たし一体として振興することが必要としています。

この指定基準には、三つの条件が全て満たされてなければならず、それらは、①自然の一体性の条件、②経済的一体性の条件、③社会的一体性の条件が詳しく定められていますが、佐々町はいずれもこれを満たす条件を備えています。

また、今後の作業工程といたしましては、いずれも、県当局が主体的に地域指定や振興計画などを策定し、政府に進達していくこととなっていますが、佐々町としてはこの流れをどのように把握し、県との連携など体制づくりを整えようとしているかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

佐々町を良くしようということで、今、頑張っているところ、非常によく分かりました。

御質問の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法による立地地域の指定は、原子力発電施設等から半径10キロ圏内とされていましたが、今、議員がおっしゃったとおり、令和7年8月29日に半径30キロへと指定範囲が拡大されました。

これまで10キロ圏外の佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市は、立地自治体と同様、原子力災害対策を実施する責務があるにもかかわらず、財政支援の対象外となっていたため、指定範囲の拡大について国に強く要望されておりました。この指定範囲の拡大に伴い、長崎県においては、壱岐市、松浦市、平戸市、佐世保市が指定対象圏内となりました。

立地地域の指定については、内閣総理大臣が都道府県知事の申出に基づき指定されることになり、都道府県知事が申出する際は、関係市町村長の意見を聞かなければならないとされています。

佐々町は30キロ圏内に入っておりませんが、佐世保市に周囲を囲まれている地理的な条件等から、ほかの自治体と一体的に振興することが必要な地域として、長崎県から佐々町に、本町にも立地指定の意見照会があり、令和8年1月に、本町も指定に含まれるように要望しているものです。しかしながら、現在のところ、県から国への指定の手続きはまだ完了していない状況でございます。

議 長（川副 剛 君）
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

ただ今の御答弁で、今回の指定については前向きに捉え、県との連携強化に努めていただけるのかなと私自身思っております。私自身も、佐々町が佐世保市との強い一体性を有する自治体として、今回の対象地域に位置づけられようとしていることは、一定の意義があるものだと考えております。

しかしながら、指定を受けること自体が目的ではなく、その指定によって、佐々町として何

を目指し、どのような課題解決につなげていくかが重要ではないかと思っております。

そこで、次の質問に移りますが、私は、今回の指定を契機として、原子力災害時における防災体制の在り方についても、改めて整理していく必要があると考えております。その観点から、佐々町の防災上の役割や今後の体制整備についてお尋ねしていきます。

そこで、通告書②番の原発被災地住民の受入れ体制についてです。

佐々町は、今回の地域指定及び振興計画における役割として、30キロメートル圏内の住民の避難受入れを確保し、避難所運営体制などを備えておかねばなりません。その際、具体的にはどの程度の規模を有する建物、例えば、体育館などが想定されますが、例えば、仮にそうした公共施設が特定されれば、関連施設の機能拡充などについて、積極的に振興計画に取り組んでいくべきであり、佐々町議会として、過去の議論の中で求めている体育館などの空調設備や、施設内において災害情報を受発信できるモニター画面設置やネット環境の整備など、国からの補助を得ながら進めていくべき段階にあると思うのですが、これらの方針についてお尋ねします。よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

被災住民の方の受入れについてなんですけども、議員さんがおっしゃったとおり体育館等を備えて、文化会館等、それから、結構な人数の方を受け入れないといけないということで、学校施設を想定しているところでございますけども、まずもって、万一、原子力事故が発生した場合について、緊急事態に至った場合は、国から緊急事態宣言が発令され、住民の避難について指示が行われます。この避難指示は、国から関係都道府県及び関係市町村に伝達されることになっており、原子力発電所から半径5キロメートルの区域内であるP A Z、おおむね半径30キロメートルの区域であるU P Zにおいて、まず、屋内退避の指示が行われます。

そして、放射性物質の放出について、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上になる区域を特定した場合は、対策本部長である総理大臣の指示を受けて、区域外への一時移転を実施することになります。この一時移転については、長崎県においては、玄海原子力発電所の重大事故に備え、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市などのU P Zを中心とする対象地域で、毎年、長崎県原子力防災訓練が実施されております。

令和7年度の防災訓練の実施計画を確認したところ、訓練においては、国、県など各種86機関が参加となっており、避難経路、避難方法、避難先など詳細に定められ、例えば、佐世保市吉井地区の方は佐世保市南部への避難となっていました。

佐々町は、約35キロメートルの位置となっておりますけども、気象状況等によっては、佐々町民も避難が必要となってくるのではないかと危惧しております。このため、私は、昨年の7月議会定例会で、万が一に備え、町民の避難場所を考える必要があると所信表明で申し上げておりました。玄海原発事故による緊急事態等において、私としては、近隣市町の受入れ体制の整備ではなく、佐々町民の避難を想定した訓練や対策が必要ではないかと考えているところでございます。

議 長（川副 剛 君）
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

今、まず町長から御答弁いただいた内容で、一番最初のほうに、体育館や文化会館を避難所としては想定しているとお話いただきました。そして、最後には、気象状況によっては佐々町民も避難すべきじゃないかという方向性をいただきましたが、もしよければ、私の通告書の3番目に、防災避難訓練の実施を含む原子力総合発電の訓練ってところがありますので、今回、②番については、まず施設のことについてお話しさせていただければと思います。

先ほど、町長の体育館を想定しているということでしたけども、佐々町は、今回の地域指定及び振興計画における役割として、やはり積極的に取り組む分野としては、避難所機能の強化であると考えております。

近年は、原子力災害だけでなく、豪雨災害、台風災害、地震災害など、全国各地で大規模災害が発生しております。そのような中で、小学校体育館は、地域住民の命を守る重要な避難施設となっています。しかし、現状では、町内全ての小学校、そして中学校の体育館に空調設備が整備されておらず、真夏の避難所環境としては、決して十分とは言えません。

実際に、原子力発電所周辺自治体では、防災機能強化の一環として、体育館への空調設備整備が進められています。平戸市では、原子力防災対策事業を活用し、小中学校、高校の体育館へ空調設備が進められております。松浦市では、防災対策や産業振興、公共施設整備など、それぞれの地域課題の解決に制度を活用してきました。

それでは、佐々町は何を、県の振興計画に盛り込もうとしているのでしょうか。

私は、避難所機能の強化、とりわけ町内の三つの小中学校体育館の空調設備整備は、有力な候補になり得るものだと考えております。今回の指定を、まさにこうした課題を解決する機会として活用すべきではないかと考えております。

そこで、お尋ねいたします。

県が策定する振興計画の中に、体育館空調設備、非常用電源、通信設備、防災モニター、Wi-Fi環境など、避難所機能強化に関する事業を積極的に位置づける考えはありますでしょうか、お答えをお願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほど説明しましたように、今回の立地地域指定については、まだ指定されておられないので申し上げないんですけども、今、おっしゃる部分は十分に分かります。

学校の体育館についても、今から冷暖房が必要だというようなことで、検討中でございます。ほかの議員さんからの質問に後ほどありますので、そこでお答えをさせていただきたいと思っています。

今までの定例会で、ほかの議員さんからも御質問をいただいて、検討をしている状況でございまして、あとは補助、交付金等が有利なもの、それと起債をお借りして、設置するというような準備でいきたいというふうに思っているところです。

早急に、ほかの市町については結構進んでいるところは重々分かっておるんですけども、なかなか優先順位という形で、できていない状況でございまして、いろんな設備を整えることは必要ですけど、まずは、避難所として十分機能するために、地域交流センターは冷暖房について導入させていただきましたけども、あと残りが町民体育館をおっしゃっている、それから学校の体育館をおっしゃっているんですけども、なかなかそういうところまでまだっていない状況でございまして。設備の充実というのは、避難所として必要だというふうに思っているところでございます。

議長（川副 剛 君）
3 番。

3 番（黒田 龍之介 君）

やはり避難所の機能の強化が、私は、今、必要だと思っている中に、ぜひとも振興計画の中にしっかりと、佐々町の三つの体育館、小中学校の体育館のことを入れていただきたいと思います。

佐々町議会議員として1年間活動させていただく中で、やはり佐々町が、今、財源的に厳しいという課題に直面しているかと思っています。その中で、なかなか町長の政策だったり、佐々町を前進させることが難しい中に、今回のこういう指定が入ってきたということは、私自身、とてもチャンスだと思っています。

様々な事業があるかと思いますが、この事業をしっかりと進めていくためには、計画を提出しなければならないというところでありますので、しっかりと執行部のほうで話を密にさせていただきながら、関係自治体と、そして県と連携を取りながら国に要望し、この三つの小学校、空調設備の設置に向けた方向性でいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問、三つ目の質問に移りたいと思います。

三つ目が、防災避難訓練の実施を含む原子力総合防災訓練についてです。

東日本大震災から15年が経過しましたが、日本は世界最高レベルの原子力安全基準を策定し、その後、徐々に原発再稼働も進められています。その中でも、九州電力玄海原子力発電所は、古い原子力発電施設を廃止し、3号機と4号機による再稼働を進めており、地域住民の理解を得ながら、安全運転を実施しているとお聞きしています。

しかし、災害によってもたらされる甚大な被害を想定とした訓練は必要不可欠であり「備えあれば憂いなし」の言葉どおり、訓練をした経験値や訓練現場からもたらされる経験こそ、いざというときに、自助・共助・公助の貴重な原動力であり、財産になり得るものと確信しております。

そこで、従来、県が関係4市と連携して取り組んでこられた原子力総合防災訓練について、佐々町として今後どのような関わりを持って実践していこうとしているか、お尋ねいたします。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

前の質問の立地地域指定についてですけども、指定を受けたとしても、体育館等、避難所のエアコンについては、対象外というふうに聞いております。まずは、避難経路を確保するために、道路等の整備対象というふうに伺っているところでございます。道路や橋梁の事業の一部を想定している状況でございますので、別の補助でエアコンを導入されているのだというふうに思っているところでございます。申し訳ございません。

それと、長崎県の原子力防災訓練時においては、私が町長になる前にも考えていたところで、江迎町さん、それから吉井町さんの住民の方が避難を、佐々の町を通過して行かれるということにおいて、当然ながら、町民の心情としては、大部分が、私も含めて避難しないといけないんではないかというふうに思ってしまうのではないかというふうに考えるところでございます。

それによりまして、町長に就任してからは、九州電力さんに、もし万が一事故があった場合は、直接佐々町に連絡をしていただけないかということでお願いをしましたけども「30キロ圏

内じゃないので」ということで、遠回しにお断りになっておりまして、今、また再度お願いしている段階でございます。

県の危機管理課とは連携を取って、佐々町の、今現在、消防防災班を設置しておりますけども、そことの連携を深めてまいりたいということでは思っております。

本町は、訓練情報の受信確認程度というふうに現在なっているところを、ぜひとも訓練に担当の職員を参加させて、どういう状況なのかというのをまず見極めていかなければいけないというふうに考えております。

先ほども申し上げましたとおり、佐々町は約35キロメートルの位置となっており、福島県の事故の状況は、風向きによっては39キロメートルまで到達しておりますので、町民のことを考えますと、万が一に備え、避難場所を確保する必要があるというふうに思っているところでございます。

このため、佐々町における防災訓練について、警察署、消防署、自衛隊、30キロ圏内の自治体や九州電力などと連携していきたいというふうに考えております。各種災害への備え、避難訓練の実施に向けた検討を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

3 番。

3 番（黒田 龍之介 君）

町長の今の答弁の最初で、違う事業かなと答えいただきましたが、すみません、私が調べているところが間違っていたらあれですけども、今回の原子力発電所施設等立地地域の指定について、対象事業についてなんですけども、今回の制度では、道路や港湾などの社会基盤整備に加え、学校体育館や集会所への空調設備整備なども対象事業として想定されているとのことであります。

また、ほかにも固定資産税の免税補填とかいうところで、企業誘致をして企業が来た場合に、その企業の1室が避難所となれば、固定資産税の減免が得られるようなことを、私自身ちょっと調べてみたもので。ちょっと私自身もしっかりとまた勉強しながらではあるんですけども、やはりその振興計画の中で、県もやはり吉井とか世知原、もっと上の松浦から避難するときは、佐々町を通過して避難していく方もいらっしゃるかと思いますので、やはり県からしても、真っ先に道路の整備っていうところは伝えてこられるかと思うんですけども、佐々町としては、現場としての意見で、しっかりと私自身は体育館の整備を、空調設備をつけていただきたいという思いで、先ほどの質問は述べさせていただきました。

そして、この三つ目の防災避難訓練の実施についてなんですけども、今回の原子力発電施設等立地地域の指定については、国から長崎県へ、そして、県から関係自治体へ通知がなされております。その指定要件には、最初にもお話しさせてもらったとおり、自然的一体性、経済的一体性、社会的一体性といった考え方が示されており、私は、これは原子力災害時における広域避難体制の強化や受入れ体制の整備、防災機能の充実を進めてほしいという国や県からのメッセージであると受けております。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の教訓から、国は原子力規制委員会を設置し、世界でも極めて厳しい水準とされる新規制基準や原子力災害対策指針を整備してきました。

その中で、原子力発電所からおおむね30キロ圏内を原子力災害対策重点地域、いわゆるUPZとして位置づけ、避難や屋内退避等の防護措置を重点的に講じる区域としています。もちろん自然災害でありますから、100%安全と言い切れるものではないかもしれませんが、しかし、少なくとも、国は様々な科学的知見や過去の事故分析を踏まえて、この30キロという基準を定め

ているわけであります。

その中で、先ほど町長からは35キロという隣町、吉井が指定を受けている隣町という観点から、避難しなければならぬのではないかと御答弁がありました。しかし、その考え方でいきますと、佐々町は被災者を受け入れる側なのか、それとも避難する側なのか曖昧になってしまいます。

仮に、佐々町民全体が避難対象になるということであれば、その科学的根拠は何でしょうか。また、その場合、佐々町民はどこへ避難することを想定しているのでしょうか。受入れ自治体との協議や避難先の確保、避難経路の設定などは難しいものとなると予想されます。

私は、国や県が佐々町に求めている役割は、まず、玄海原発周辺地域から避難してくる住民を受け入れる体制を整備することであり、佐世保市と連携しながら広域避難計画の実効性を高めることではないかと考えております。

福島第一原発事故においても、避難区域が拡大したことによって住民の混乱が生じましたが、その後の制度見直しにより、国は避難区域や防護措置の基準を明確化し、広域避難計画の整備を進めてきました。その教訓は、自治体ごとの独自判断ではなく、国、県、市町が共通のルールに基づいて行動することの重要性を示しています。

そこで、改めてお尋ねしますが、町長が想定されている佐々町民も避難するという考え方は、国や県のどの計画や指針に基づくものなのか。また、今後、佐々町が策定する原子力防災に関する計画は、国、県の広域避難計画に基づく受入れ体制の整備を基本とするのか、それとも、佐々町民の避難を前提とした計画を考えているのか、明確にお示しいただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、最初の施設の整備についてですけれども、こちらのほうで調べたところ、道路や橋梁等、避難経路を確保するための部分について交付金を受けられるというような内容だとしておりましたけれども、御指摘を受けましたので、再度確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

まず、県の避難計画に基づいて進めていこうというふうに考えておりますけれども、住民の感情としましては、私として、佐々町に避難所を打診ということで県のほうからはございませんし、近隣の市町からのお話もありません。なので、佐々町としては、適するところではないというふうな、私としては判断をいたしております。なので、佐々町を通して避難されるってなれば、何があったんだというふうに当然思われると思いますので、今後、7月に防災マネジャーという方を雇用するように、消防防災班のほうに配置をするようにしております。その後、町としての避難訓練の実施計画を策定するようにいたしておりますけれども、国、県の避難計画に基づいて、準拠していながら、想定だけはしておかなければならないと私は思っているところでございまして、絶対避難しないといけないという状況じゃなくて、万が一に備えて、そういうことも想定しないといけない。

場所等については、今、これから考えていくわけですが、佐世保市さんが相浦地区を避難所としてされておまして、それ以外のところを考えないといけない。それから、南部地区の三川内地区というのが、佐世保市さんが避難される場所ですので、それ以外のところを想定したいというふうに思っております。

今後、計画を策定してまいりたいというふうに思いますので、屋内退避で十分済むような事故であれば、佐世保市さんからの避難住民の方は受入れができるようになると思いますけれども、それ以外の重大事故、福島県のような事故になりますと、佐々町はちょうど玄海原発の南側に

位置しますので、冬は特に北風が吹きますので、佐々町にも到達してしまうのではないかと
いう想定をいたしておるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

3 番。

3 番（黒田 龍之介 君）

この原発の避難について、佐々町民の避難を考えていかれるということは、いわゆる町民の
声としてもあるのではないかとお話しいただきました。確かに、隣の吉井町まで30キロ圏内と
いうことですので、吉井町の方々が、今でいえば佐世保南部のほうに避難する姿を見ていれば、
佐々町民全体的に怖くなって、避難すべきじゃないかという内容かと思っております。

また、その中で、県からは今回の指定においてもまだ何も通達がなかったり、例えば、町長
が就任された時にも、この避難訓練のお話もされておりましたが、やはり国から県にこの指定
がなされて、その後、現場の私たち自治体のほうにいくわけですけども、その、まず最初の
通達があったところで、私たち佐々町としては、しっかりとやっぱりメッセージを、どんな内
容が、その思いが込められているかは、メッセージを受け取らなければならないと思ってい
ますし、やはり、例えば吉井町の避難を見て、町長が佐々町民も町民感情として避難すべ
きじゃないかとお話しいただきましたけども、例えば、吉井町は立石地区、いわゆる佐々町に近い農
協の本店がある立石地区のほうは、30キロ外だからということで、避難の計画には載ってい
ないわけです。そうなれば、例えば、吉井の立石地区に住まれている方は避難しないのに、佐々
町の皆さんが避難している姿を見るとどうなるかという問題も出てくるかと思えますし、
私は、やはり今回の地域指定について、国や県が示した制度の趣旨や期待されている役割を正
確に佐々町が受け止め、その上で振興計画を策定していくことが重要であると考えております。

そのような中で、国や県が発信しているメッセージとは異なる方向性で受け取られかねない
発言がなされれば、逆に、町民の皆様にも誤解や不安を与えるだけではなく、今後の地域振興や
防災体制の構築にも影響を及ぼす可能性があるのではないかと心配しております。

町長として、今回の指定、先々、まだ指定を申請しているところではあるでしょうけども、
この指定の趣旨や将来像をどのように町民の方に発信して、理解を深めていくお考えがあるか
を、もう一度お伺いしたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、立石地区の方が避難しないという確約は取れていないと思います。しなくていいとい
うのは、国、県の30キロという線を引いておっしゃっているだけだというふうに、私は思っ
ています。

先ほど説明しましたように、風向きがこちらのほうに、北風が吹くと南のほうに来ますので、
そのときは、やはり避難しないといけないのではないかと、万が一に備えての想定でござ
います。30キロのところに幕があるわけではない。現実として、分布図を見ますと、30キロを
超えたところまで到達をしております。福島県の飯舘村がその実例でございまして、佐々町も
そういうふうにならないといいとは思いますが、万が一に備えては想定しないといけない
し、あと、住民の方には、計画書を作って、こちらからお知らせ、周知をしていきたいとい
うふうに思います。

30キロで収まれば、それで十分だと思いますけども、万が一に備えての発言をいたしたとこ

ろでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 剛 君）
3 番。

3 番（黒田 龍之介 君）

すいません、そしたら、この件は最後にしようと思いますが、その吉井町の立石地区の方は避難しようとするかもしれないというのは予測の話でありまして、やはり法律、つまり決まりに基づいて動くようになっておりますので、そこは予測でお話されても、話が変わってくるような内容になってくるかと思っております。

ただ、町長が万が一のリスクに対してお話されたとおり、私も様々な災害リスクを想定しながら、備えること自体は大変重要なことだと考えておりますので、ただ、その一方で、原子力災害に関しては、国や県がこれまで東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、長い年月をかけて避難地域や防護措置の基準、広域避難の仕組みを構築してきたわけであります。だからこそ、まずは国や県が示す計画や指針との整合性を図りながら、佐々町としての役割を明確化し、その役割を果たすための防災対策、防災体制を構築していくことが重要であるかと考えております。

今回、私が一連の質問を行った最大の目的は、原子力発電の是非を議論することでも、いたずらに住民の不安をあおることでもありません。原子力発電施設等立地地域の指定を受けたことによって、佐々町が活用できる制度や財源の可能性が広がったことを踏まえ、その機会をどのように町民の皆様のために生かしていくかを確認したかったのであります。

私は、この指定を単なる名称上の指定で終わらせるべきではないと思っております。むしろ、避難所機能の強化や防災拠点施設の整備、防災資機材の充実、防災行政無線や通信環境の強化など、原子力災害のみならず、豪雨災害や地震災害にも活用できる施設整備につながることで、つまり小学校や中学校への空調設備の設置こそが重要であると考えております。

近年は全国各地で自然災害が頻発しており、町民の皆様の防災意識も高まっております。だからこそ、今回の指定を前向きに捉え、国や県の支援制度を最大活用しながら、将来にわたって町民の生命と財産を守ることでできる防災基盤の整備を進めていただきたいと思います。そして、防災訓練についても、実際の災害時に機能する実践的な訓練として、継続的に取り組んでいただくことを要望いたします。

今回の質問では、原子力発電施設等立地地域の指定の経緯や今後の活用方法、広域避難における受入れ体制、そして、原子力総合防災訓練についてお尋ねしてまいりました。

今後、今回の指定を、町民の安全・安心につながる具体的な施策整備や防災力向上へと結びつけていただくことを強く期待し、私の原子力発電施設等立地地域の指定についての質問を終わらせていただきます。

それでは、二つ目、給食センター整備についてでございます。

今年度の4月13日の長崎新聞において「進まない給食センターの整備、用地選定が難航、めど立たず、物価高騰や大型事業が財政を圧迫」との記事が掲載されました。この件について、さきの3月定例会でも議論となりましたが、用地選定や住民説明会、事業者選定などの手続を考慮すると、仮に、今後、方針が固まったとしても、供用開始までには相当な期間を要することが予測されます。また、記事では、着工できた場合でも、完成まで最短で4年程度かかる見込みであると報じられております。

そもそも、給食センター整備の議論が始まった背景には、町内3小中学校の給食調理施設の老朽化という大きな問題がありました。既存施設の更新時期を迎える中、各学校で調理を行う自校方式から、1か所で調理・配送を行うセンター方式へ移行することで、衛生管理体制の強

化や調理環境の改善、効率的な運営を図ることが目的であったと認識しております。

経過を振り返りますと、平成27年には、審議会から給食センター整備に関する答申がなされており、既に10年以上は経過しております。しかしながら、その後は用地選定が難航したことに加え、新型コロナウイルス感染症への対応、近年の急激な物価高騰や資材価格の上昇、さらには、ほかの大型公共事業との兼ね合いによる財政負担など、様々な要因が重なり、事業が大きく前進しているようには見えない状況です。

また、当初想定されていた建設費と比較して、現在では大幅な事業費の増加も懸念されています。建設資材や人件費の高騰が続く中、計画を先送りすればするほど、事業費が増大する可能性も否定できません。

一方で、現在も、学校現場では老朽化した施設を使用しながら給食提供が続けられており、調理員の皆様は日々大変な苦勞をされているものと考えます。安全で安心な学校給食を将来にわたって安定的に提供していくためには、施設整備の方向性を早期に示すことが重要ではないでしょうか。

濱野町長は、命を大切にするまちづくりを掲げられておられます。学校給食は、子どもたちの健康と成長を支える重要な基盤であり、同時に、現場で働く調理員の労働環境や衛生管理体制にも深く関わる事業です。

そこで、お尋ねします。

①調理員の労働環境の整備について。

私は、まず、給食センターを建設するかしないかという議論の前に、現在の学校給食現場で働く調理員の皆様の労働環境についてお尋ねしたいと思います。

近年の夏は、もはや異常気象ではなく、酷暑が常態化しております。調理場では、火や蒸気を扱う特殊な環境であり、現場からは40度近い高温になることもあると伺っております。

そこで、まずお尋ねいたします。現在、町内3小中学校の調理場において、夏場の室温は物すごい暑いことが考えられますが、熱中症対策としてどのような対応を行っているのかお示してください。

また、給食センター整備には、今後も相当な期間を要することが考えられますが、その間も、調理員の皆様は現在の施設で勤務を続けることになります。町長は命を大切にするまちづくりを掲げられております。であるならば、調理員の皆様の命と健康を守るため、文部科学省の学校施設環境改善交付金などを活用しながら、各学校調理場への空調設備整備を早急に進めるべきと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほどの、今、給食センターについての質問ですけども、先ほどのことについて、最後おっしゃった件について、佐々町の立地地域指定を受けているかのような発言をされておりますけど、まだ、こちらが要望した段階で、まだ受けていませんというのが、まず一点でございます。指定が受けられれば、そういう交付金等、助成金等を十分活用してまいりたいというふうに思っているところです。

私が住民の方の不安をあおるような話はしていないと。御質問があったので、私が想定で申し上げているところでございます。今まで原発については、国が基準を定めてしてこられたけど、想定外の事故が起こったということでございますので、こちらも想定はしておかないといけないのかなという思いでございます。39キロまで到達したと。国は、財政的に考えたときに、どこかで線を引きたいというのが、ただ30キロメートルになったというふうに私は思っ

ておりますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思っているところです。よろしくお願いを申し上げます。

続いて、学校給食センターのことについて回答をしてもらいます。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

議員御指摘のとおり、給食センター事業につきましては、私自身、昨年4月の着任以来、最優先事項ということで、よりスピーディーな整備について考えてきているところでございます。

議員御指摘のとおり、平成27年4月に、佐々町行政経営改革委員会において、その方針がなされたところでございますが、その間、単独調理場においては、大きな更新ということをすることなく、修繕及び対応を続けてきたところでございます。

調理員の皆様の労働環境については、昨年、私も3小中学校の調理場に視察に行きまして、本当に過酷な状況ということは、重々認識しているところでございます。

教育委員会といたしましても、暑さ対策として、平成29年以降、それぞれの調理場の休憩室及び下処理室にエアコンを設置するとともに、調理場にスポットクーラーを2台ずつ設置しているところでございます。

調理場の空調につきましては、異物混入等の衛生管理や、温度や湿度の管理から、断熱や除湿処理などの大規模な改修工事が必要になってまいります。ただし、給食センター建設方針を進める上では、その工事が予算化できない状況であったために、最低限の空調施設としてのスポットクーラーの配置ということを、これまで実施してきたところでございます。

今後、調理員の皆様のお声を十分頂戴いたしながら、現在も行っておりますスポーツドリンク等の補給であったり、それから調理服の、冷えやすい空調服等の整備等も試しながら、調理時間の効率化のための調理機器の整備ということも一つ視野に入れながら、対応してまいり所存でございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

最初の原子力発電所施設等立地地域の指定について、最後、町長からの御回答をいただきました。

やはり、おっしゃるとおり、災害リスクを想定しながら備えることは大切だと思いますので、町長の御意見も理解いたしました。また、もちろん、その指定を受ける前の段階であることは重々承知しております。そういう意味でいきますと、やはり指定を受けてから動き出すのでは、やはり遅いのかなと思っておりますし、前もって計画をすることに何も悪いことはありませんので、しっかりと様々な課の皆さんの意見だったり、関係者の意見を聞きながら、早めに計画を立てていただきたいということでお話をしておるところでございます。

この地域指定についても、今後のスケジュールとしては、長崎県において佐賀県との協議を経て、2次募集での申請となり、今後は7月の地域指定答申、8月の振興計画提出、12月頃の計画決定を経て、令和9年度から事業実施が予定されているとのことをお聞きしておりますので、この8月の振興計画の提出などもありますので、早い段階での計画をしていただきたい、そのために今回の一般質問をさせていただいたという経緯でございますので、よろしくお願い

します。

そして、また、教育長から御答弁いただきました内容では、やはり現在は、休憩室などにエアコンを設置されていたり、調理場においてはスポットクーラー等で対応している、また、今後は空調服ですか、今後、検討していただいているということで、いわゆる現場の声も視察をしていただいたということで、しっかりと把握いただいていることは十分理解できました。また、将来的には、給食センター整備に向けた検討を進めていることも理解いたしました。

しかしながら、将来の給食センター整備と現在の調理員の労働環境については、別の問題として考える必要もあるかと思っております。給食センター整備については、用地選定や財源確保、事業手法の検討など多くの課題があり、いつ完成するか現時点では見通せない状況であるかと思います。

一方で、調理員の皆様は、明日も来月も、そして来年も、現在の調理場で子どもたちの給食を作り続けなければなりません。近年の猛暑は年々厳しさを増しており、調理場は火や蒸気を扱う特殊な環境であります。スポットクーラーによる一定の効果は認めますが、それだけで十分なのかという点については、今後も検証が必要ではないでしょうか。

私は、その理念、町民だけでなく、役場職員や学校現場で働く皆様にも向けられるべきだと思っております。だからこそ、給食センター整備の議論を進めながらも、現在の調理員の労働環境改善については、別途検討を続けていただきたいと思います。

子どもたちに安全で安心な給食を届けるためには、まず、現場で働く方々の安全と健康が守られなければいけません。今後も現場の声を丁寧に取り取りながら、調理員の皆様が安心して働くことができる環境整備に取り組んでいただくことを要望し、この質問を終わらせていただきます。

それでは、②番目、給食センター施設の広域連携についてです。

私の本日の質問の冒頭に、佐世保市議会議員との意見交換や情報共有の機会が増えたことを申し上げましたが、その中で、佐世保市においても、給食提供施設の整備が大きな課題となっていることを知ることができました。対象となるのは旧北松地域である江迎、鹿町、小佐々、吉井、世知原地域だけでなく、相浦、中里、日野、船越、俵ヶ浦地域なども含まれております。私は、この広いエリアの地理的中心に位置する佐々町だからこそ、単独整備ではなく広域連携という選択肢について、真剣に検討する価値があると考えております。

人口減少や少子化が進む中、自治体単独で公共施設を整備、維持していくことはますます困難になります。給食センターについても、佐々町だけの課題として捉えるのではなく、西九州させば広域都市圏の枠組みの中で検討する必要はないでしょうか。

また、佐々町は西九州自動車道を活用できる交通要衝であり、佐世保北部地域への配送効率という面でも、一定の優位性があると考えられます。さらに、給食センターが整備されれば、雇用創出や地域経済の波及効果も期待できます。加えて、将来的には高校生向けの昼食提供事業など、新たな行政サービスで展開できる可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

給食センターの必要性や佐世保市との広域連携、一部事務組合方式による共同整備の可能性をどのようにお考えでしょうか。これまで協議や意見交換を行った経緯はあるのか、また、今後、協議を行う考えはあるのかお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

議員御指摘の佐世保市との合同での建設ということについては、現状では特に考えや計画と

いうのはございません。

佐世保市におかれましても、本町と同様の課題をお持ちであることから、時期を同じくして建設計画が作成されるということも考えられるかと思っております。連携を進めるに当たりましては、自治体間の合意形成ということが必要となるために、意思決定が遅くなるということが想像に難くございません。大きくは建設場所、建設時期、建設費、また、給食センターの施設のみか複合施設かなど、様々な協議すべき事項が出てくるといふふうに考えているところでございます。

教育委員会としましては、よりスピーディーな整備計画を進めるには、本町単独で計画することが近道ではないかなというふうに考えているところでございます。

また、給食センターの自治体間広域連携の事例ということでございます。議員御案内のとおり、様々な、建設費用の負担の削減、調理設備の高度化ということの期待ということも、全国的に幾つかの自治体で実施されているということで考えられることと思います。

しかしながら、給食の配送時間であったり、給食献立の調整等も含めた食育の方針、それから異物混入等のリスクマネジメントなどを考えた際には、自治体間で連携する給食センターの在り方というのは、課題もかなり大きくなるものというふうに考えているところでございます。

3月定例会において、横田議員の質問の際にもお答えしましたとおり、可能であれば、本町独自で建設する給食センターには、他の事業も併せて取り組むことにより、将来のまちづくりにとって必要不可欠な場所として建設したいという思いを、私自身は強く持っているところでございます。

それは、恐らく佐世保市にとっても同じ思いを持たれているというのも想像できますので、例えば、建設場所を佐々町にするのか佐世保市にするのかということの合意形成にも、一定の時間が必要になるというふうに認識しているところでございます。

もちろん、この物価高騰の時代でございます。予算や雇用の創出の期待を最優先するという考え方もございますので、今後、自治体間の連携の可能性も含めて、議論を重ねて、よりよい学校給食センター建設に向けた方向性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3 番。

3 番（黒田 龍之介 君）

ただ今の御答弁で、教育長が給食センター整備について強い必要性を認識され、また、民間活力の活用も含めて、御検討を進めていられることは理解いたしました。また、やはり広域連携の給食センターとなれば、意思決定が遅くなるという意味も理解しております。財政状況や用地選定など多くの課題があることについても、私は理解をしていたところでありますが、ここに、やはり現在の給食センターの整備が前に進まない最大の課題があるのではないかと感じております。

もともと佐々町では、既存調理施設の老朽化を背景として、自校方式よりもセンター方式が望ましいという方向性は既に整理されております。つまり何を整備するかという議論は、一定の結論が出ているわけであります。では、なぜここまで時間を要しているのか、私は用地選定や近年の物価高騰、人件費高騰による事業費の増大が大きな要因ではないかと考えております。であるならば、従来の佐々町単独で整備するという考え方だけにこだわるのではなく、発想を広げる必要があるのではないかと思います。

私が申し上げている広域連携とは、単に経費削減だけを目的としたものではありません。例

えば、佐世保市北部地域や近隣自治体との連携によって、より効率的で持続可能な給食提供体制を構築できれば、将来にわたる行政コストの抑制だけではなく、地域全体の公共サービス向上にもつながる可能性があります。また、西九州させば広域都市圏が形成されている中で、給食センターのような広域的課題についてこそ、自治体の枠を超えた議論が必要ではないかと考えております。

人口減少社会を迎える中、これまでと同じ行政運営だけでは限界が来ることが明らかであります。だからこそ私は、佐々町単独整備だけを前提とするのではなく、佐世保市との共同整備や一部事務組合方式なども含めて、幅広い可能性を研究すべきではないかと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、三つ目、給食センター整備の今後のスケジュールについてでございます。

給食センター整備の議論が始まった背景には、町内3小中学校の給食調理施設の老朽化という課題がありました。平成27年答申から既に10年以上が経過しており、現在においても用地選定が完了している状況にはありません。さらに、近年は建設資材や人件費の高騰が続いており、計画が長期化するほど事業費が膨らむ可能性があります。

一方で、現場では老朽化した施設を使用しながら給食提供が続けられており、調理員の皆様の負担も増しているのではないかと懸念しております。町民の皆様からも、いつ決まるのか、本当にセンター方式で進むのかという声を耳にします。給食センター整備は、佐々町の将来に関わる重要な事業だからこそ、今後の方向性を明確に示す必要があると考えます。

そこで、お尋ねします。

給食センター整備について、今後、いつまでに用地選定や事業手法の決定を行い、いつ頃までに最終的な整備方針を示すお考えでしょうか。また、現時点で想定される供用開始時期についても、併せてお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

本年2月の産業建設文教委員会で御報告しましたとおり、物価高騰、人件費高騰等の課題解決のために、給食センター整備につきましては、官民連携の可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

今年度は、内閣府によるPPP、PFI事業に関する企画・構想の事業化支援について採択をいただいております。早速、来週には委託事業者との事業化に向けた話し合いを開始し、その可能性を探ってまいりたいというふうに考えているところです。

令和9年度には導入可能性調査を実施し、本町における給食センター事業に民間事業者の活用が可能かどうかを判断した上で、令和10年度には直営又は官民連携の方針を、議会の皆様にお諮りしたいというふうに考えているところです。

給食センター単独事業になるのか、複合施設を目指すのかにより、供用開始時期はずれ込むことが考えられますが、遅くとも、最低でも令和13年度内の供用開始を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

令和13年度での完成を目指しているという具体的な数字でお答えいただき、ありがとうございました。

最後に申し上げたいと思いますが、本日の質問を通して、私は給食センターの整備そのものに賛成か反対かという議論をしたかったわけではありません。私が最も申し上げたかったことは、子どもたちに安全で安心な給食を将来にわたって安定的に提供していくために、今の佐々町が何を優先し、どのような方向性を持って進んでいくかということでございます。

まず、何よりも重視しなければいけないのは、現在、日々給食を作っている調理員の皆様の労働環境ではないでしょうか。近年の夏はもはや異常気象ではなく、酷暑が当たり前前の時代になっております。その環境をしっかりと変えていただくことを心から願っております。

また、町長は命を大切にするまちづくりを掲げておられます。その理念を実現するのであれば、まずは現場で働く皆様の命と健康を守ることが必要です。給食センターの整備には今後も時間を要すると思います。しかし、空調設備の整備は別の話です。だからこそ、私は給食センター整備の結論を待つのではなく、調理員の皆様の安全確保のために、各学校調理場への空調設備整備については、一日でも早く取り組んでいただきたいと思います。

今回、また給食センターの広域連携にもお話しさせていただきましたが、どうか執行部におかれましては、目の前の課題の対応はもちろんのこと、10年後、20年後の佐々町の姿を見据えながら、給食提供体制の在り方について、幅広い視点で検討していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

議長（川副 剛 君）

以上で、3番、黒田龍之介議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（14時31分 休憩）

（14時45分 再開）

— 日程第6 一般質問（山之内 英樹 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、山之内英樹議員の発言を許可します。

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

議席番号6番、山之内英樹です。よろしくお願いします。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、公共サービスにおけるボランティアの位置づけについて質問いたします。

まず、最初に申し上げます。私は、ボランティア活動そのものを否定するつもりはありません。公園の清掃活動、河川の環境美化活動、地域行事への協力など、地域社会は多くの住民の皆様に、善意によって支えられております。その活動に取り組まれている皆様には、深く敬意を表したいと思います。

しかし一方で、私は人口減少と高齢化が進むこれからの時代において、善意によって支えら

れていることと、善意を前提として制度を設計することとは、別の問題ではないかと考えております。

現在、佐々町では、愛護団体制度を設け、町道、公園及び河川敷等の草刈りや清掃活動を行う団体を募集されております。広報さざによりますと、現在、9団体が登録され、燃料や草刈り機の替え刃、花苗などの支援を受けながら活動されております。

私は、この制度を否定するつもりはありません。しかし、町道や公園、河川敷は本来、公共施設であり、その維持管理は行政の責任であると考えております。その上で、住民ボランティアによる活動をどのように位置づけているのかを確認したいと思います。

そこでお尋ねします。町道、公園及び河川敷等の維持管理について、町は愛護団体制度を設け、住民ボランティアによる環境美化活動を推進しています。また、令和7年12月定例会の一般質問において、町長から、草刈り等についてはボランティアによる協力をお願いしたい旨の答弁がありました。公共施設及び公共空間の維持管理におけるボランティアの役割や位置づけについて、町長の考えを伺います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まずもって、公園や河川敷などの公共施設の維持管理につきましては、業者への除草業務の発注に加え、道路維持補修班による作業やシルバー人材センターへの委託など、町として必要な体制を確保しながら、適切な維持管理に努めているところでございます。

町としましては、きめ細かな維持管理に努めているところですが、行政だけでは十分に行き届かない場面が生じていることも事実でございます。こうした状況の中で、住民ボランティアによる清掃活動や美化活動は、地域の環境を守る上で大変心強く、その日頃の御尽力に深く感謝申し上げます。

町としましても、住民ボランティアによる取組が、町民等と町の協働による快適なまちづくりを推進し、持続可能な地域社会を実現するものと思っているところでございます。

例えば、町道でも広い、車が多いところは、今現在、維持補修班等でやったり、山間部については業者の方をお願いしたりというようなことをやっておりますけれども、細いところも多々ありますので、そういうところには行き届かないという状況にあります。

建設課においては、町が管理する道路、公園、河川等を対象とした美化清掃活動作業等を、無償かつ継続して行う愛護団体に対し、ごみ袋、軍手、飲料品などの支給や、草刈り機の貸与を行うなどして、住民ボランティアの支援を行っているところでございます。

本来、公共施設の維持管理は、あくまで設置管理者である町に責任があると認識しております。ボランティアの皆様はその責任を負わせたり、行政サービスの代替として位置づけたりするものではございません。

一方で、地域の皆様による自主的な活動は、地域への愛着や地域コミュニティの造成につながるものであり、行政と住民が協働してまちづくりを進める上で、重要な役割を果たすものと認識をいたしております。

本町といたしましては、ボランティア活動を行政の役割を補完する自主的な協力として位置づけ、住民の皆様の自主性を尊重しつつ、過度な負担とならないよう配慮しながら、協働による維持管理の取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

例えば、吉井の方向のさざん花団地の法面がございますけれども、建設するときには、住民の方で草刈りをしていただくというお約束をしておりまして、現在、愛護団体として登録をいただいております、1か月に何回も草刈りをされている状況でございます。そういうことを

行政でやれるかといったら、年に何回、刈れるかなということがありますので、きれいにいつもいただいているという、吉井方面に行くときにはよくお見かけをいたしておる次第でございます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

町としては、ボランティアに責任を押しつけずに、町が責任を持ってされているというところで、できないところをボランティアにお願いしているという形だと理解しました。

私も、地域協働や住民参加そのものを否定するものではありません。また、日頃から愛護団体として活動されている皆様には、心から敬意を表します。一方で、人口減少や高齢化が進む中、これまでと同じ仕組みが将来にわたって維持できるかという視点も必要ではないでしょうか。

そこで、平戸市の事例を御紹介したいと思います。

平戸市では、まちづくり協議会という住民組織を設置し、市独自の財源の一定割合を交付金として地域へ配分しています。その交付金を活用し、イベント部会や福祉部会などを地域自らが組織し、地域課題の解決に取り組んでおります。人がいないと続かない、お金がないと続かない、その課題に対し、組織化と財政支援を組み合わせることで、持続可能な地域活動を実現されております。

また、住民自らが主体となって地域課題を解決することで、行政への陳情件数も減少し、行政負担の軽減にもつながっていると伺っております。

さらに、野子まちづくり協議会では、住民自らがライドシェアを活用した福祉タクシーまで運営しているそうです。

私は、このような事例を見ると、これからの地域づくりは単にボランティアにお願いするだけではなく、住民が主体となって地域を運営できる仕組みづくりが重要でないかと感じます。

その上で、次の質問に移ります。

令和7年12月定例会一般質問において、タイミー等のスポットワークサービスの活用について提案した際、本町にはそぐわないとの答弁があった一方で、ボランティアアプリの研究を進めているとの答弁もありました。人口減少及び高齢化が進展する中で、有償による住民参加と無償による住民参加について、どのような考え方で整理しているのか、また、今後の住民参加の在り方について、町長の考えを伺います。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

大変ありがとうございます。平戸市のまちづくり協議会、私も注目をいたしておりますけれども、やはり熱意ある方が組織をつくられて、いろんなことを請け負っていらっしゃる。新たなことも考えて進めていらっしゃるというのは、佐々町においても、そういうことができれば本当にありがたいところでございますが、小さいところからでもいいので、各ボランティアの方々にお願いをしている状況でございます。大きくなっていけばありがたいというふうに思っているところです。

本来、ボランティアとは、自発性、無償性、社会性の三原則ですが、日本では「有償ボラン

ティア」という名称が出来上がりました。実費や交通費以上の報酬が支払われる場合の活動を有償ボランティアといいます。それに対して、無償ボランティアとは、実費や交通費のみで報酬がない場合の活動というふうにいわれております。本来のボランティアとは違ってきているというのが日本の現状でございます。

住民協働によるボランティアは、地域活性化や地域力向上、地域福祉を支える重要な存在であると認識しております。

第7次佐々町総合計画後期計画にも記述しておりますとおり、住民による協働活動やボランティア活動を広報紙、SNS等で積極的に情報を発信し、活動しやすい環境を整備することとしております。また、住民活動団体が主体的に行うまちづくり活動に対して、財政的支援や人的支援を行い、自立的な活動を後押しすることとしていますので、今後、取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

九州管内の自治体の中では、ボランティアを依頼する団体と、ボランティアをしたい人を直接つなぐボランティアシステム、ボランティアマッチングサイトの運用を開始され、パソコンやスマートフォンを使って検索し、希望する活動への参加申込みができるという制度を構築されているところもあります。

一例を申し上げましたが、先進的な取組をされている自治体もあります。例えば、こういう制度が本町に合うのかどうか、個人で活動されておられる方もいらっしゃいますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

前回の質問の折、マッチングアプリみたいなのを研究するようにしておりますので、今後、こういうほかの自治体のものを参考にして整備したいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

ありがとうございます。町長のボランティア、住民の参加に関する考え方は理解できました。

地域社会は、多くの方々の善意によって支えられておりますので、そして、善意があるからこそ、行政だけでは行き届かない部分が補われ、住みよいまちづくりになっていることも事実だと思います。

しかし私は、その善意があることと、その善意を前提として制度を設計することは別問題であると考えております。なぜなら、人口減少と高齢化が進む中で、善意だけに依存した仕組みは、いずれ限界を迎える可能性があるからです。

現在、活動していただいている方々も年齢を重ねていきます。町内会や老人会など、これまで地域活動を支えてきた組織も、担い手不足という課題を抱えております。これは佐々町だけの問題ではありません。全国の自治体が直面している課題です。だからこそ、私はボランティアを増やす方法ではなく、将来にわたって持続できる仕組みをどうつくるかという視点が必要ではないかと思っております。

今回、御紹介した平戸市のように、住民を単なるボランティアと位置づけるのではなく、地域の課題を自ら考えるような仕組みづくりは、大変参考になる事例だと感じております。行政が担うべきことは何か、民間が担うべきことは何か、住民が担うべきことは何か。そして、その参加の形は本当に無償だけでよいのか、有償による参加も含め、もっと多様な選択肢があってもよいのではないかと、私はそのように考えております。

本来、ボランティアとは、自発的な意思によって行われる活動であり、だからこそ価値があるものです。誰かに求められるから行うのではなく、地域のために何かしたい、社会に貢献し

たい、そうした思いから生まれるものだと思います。だからこそ、その善意を当たり前のものとして扱うのではなく、尊重し、大切にしながら生かしていくことが行政の役割ではないでしょうか。

人口減少において必要なのは、善意に頼る行政ではなく、善意が生かされる仕組みをつくる行政です。私は、これからの佐々町に必要なのは、精神論ではなく仕組みづくり、お願いではなく制度設計、そして、今だけではなく、10年後、20年後を見据えた持続可能なまちづくりであると考えています。

今回の質問がその議論のきっかけになることを期待し、次の質問に移らせていただきます。次の質問に行きます。

次期学習指導要領を踏まえた教育行政における受皿の構築について質問いたします。

私は、令和8年3月定例会において、教育行政におけるボトムアップの仕組み及び意思決定プロセスの可視化について質問いたしました。その際、子どもや保護者、現場の教職員が感じている小さな違和感や不安が、どのような経路で教育委員会に届き、どの段階で政策判断につながっているのか。また、その途中で声が弱まったり、止まったりしていないかという問題提起を行いました。

教育長からは、学校評価、学校運営協議会、PTAとの懇談、子ども議会などを通じて、児童生徒、保護者、教職員の意見を把握する仕組みについては、一定整っているとの答弁をいただきました。私は、そのような仕組みが設けられ、学校や教育委員会が現場の声を把握しようと努力されていることについては、前向きに評価しております。

一方で、仕組みが存在することと、その仕組みが実際に機能していることは、必ずしも同じではありません。アンケートを実施している、懇談会を開催している、相談窓口を設けている、それだけで本当に声を把握できていると言えるのか。集めた声がどのように分析され、どのように改善へつながり、その結果がどのように当事者へ返されているのか。今回は、その部分をもう一段深く議論したいと考えております。

また現在、国では、次期学習指導要領の改定に向けた議論が進められております。今後の教育においては、主体的、対話的で深い学び、探究的な学習、個別最適な学びと協働的な学び、情報活用能力、地域との連携などが更に重要になると考えられます。

学習指導要領が示す全国共通の基準は、今後も当然重要です。しかし、その基準をどのような方法で実現するのか、地域の資源をどのように学びへ取り入れるのか、子どもたちにどのような経験や挑戦の機会をつくるのか。こうした部分については、地方教育行政や各学校の考え方、創意工夫によって違いが生まれる時代になると認識しております。そうであれば、教育長の考え方、教育委員会で行われる議論、学校現場の声の反映、保護者や地域との対話、情報公開等の説明責任、そして、意思決定に至る過程への透明性がこれまで以上に重要になります。

そこで質問いたします。次期学習指導要領の改定に対する認識と、今後の佐々町の方向性についてです。

まず、次期学習指導要領についてお尋ねします。今回の改定に向けた議論では、単に教科の内容を増やしたり減らしたりするだけではなく、子どもたちがどのように学ぶのか、どのような力を身につけるのかという、教育の在り方そのものが問われていると認識しております。社会は大きく変化しています。AIやデジタル技術は急速に進化し、子どもたちが将来就く仕事や社会で求められる能力も変わっていきます。

現在ある知識や技術が数年後には古くなる可能性もあります。だからこそ、これからの子どもたちには、単に正解を覚えるだけではなく、自ら問いを立てる力、必要な情報を集める力、異なる意見を比較する力、他者と対話しながら考えを深める力、失敗しても再び挑戦する力、そして、自分自身で学び続ける力が必要になると考えております。

一方で、このような教育を実現するためには、国が方針を示すだけでは十分ではありません。

地方教育行政がその趣旨をどのように理解し、地域や学校の実情に合わせて、具体的な教育活動へ落とし込んでいくのが重要になります。

そこで、教育長にお尋ねします。教育長は、次期学習指導要領の改定に向けた現在の議論をどのように認識されているのでしょうか。また、今後の佐々町教育をどのような方向へ進めていきたいと考えておられるのでしょうか。さらに、これからの佐々町の子どもたちに、どのような力を身につけてほしいと考えておられるのか、教育長の見解をお伺いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

すみません、今、質問がありましたけれども、先ほど、最後におっしゃった分で、ボランティアのことについて、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、住民の善意のみに依存したボランティア活動には、持続可能性に限界があると思っております。高齢化や人口減少により、活動できる人が減少したり、特定の人に負担が集中したり、ボランティアの担い手が不足していくことが想定されておりますし、現在も、地域の公園については地域で清掃するというお約束でつくった経緯が、もう高齢化等でできなくなったりという現状がございます。

それで、ボランティア団体を増やして、私としては増やしたいというふうに考えているところです。

また、一般的にボランティアは自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動であり、持続性に不安定さがあるというふうに思います。

これらの課題に対応していくためには、行政とボランティア活動の協働による持続可能なまちづくりが求められているのではないかと考えております。

一例を申し上げますと、図書館の窓口受付等をボランティアの方に協力をお願いしている佐賀市立図書館がございますが、大きな図書館だと、補助職員として働いていただくので運営ができております。一方で、当時は行革の時でしたので、町立図書館の受付をボランティアで運営できないかというふうに言われました。ボランティアの方には強制はできませんので「開館時間に受付のボランティアの方が誰も来なかった場合、どうしますか」というふうに提言をいたしたところです。私の経験談でございます。

最低限の人員の確保は行政が行いながら、ボランティアの方々には補助的な業務をお願いするという考えでございます。今でも、読み聞かせや蔵書点検作業等に御協力をいただいているところです。

住民によるまちづくり活動への支援について、本町に合った方策はどういうものがあるかを含めて、今後、研究してまいりたいというふうに思っているところです。

議 長（川副 剛 君）
6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

ありがとうございます。町長のボランティアに対する考え方を、先ほども言いましたけど理解しましたので、それはそれで私は十分いいと思います。ありがとうございます。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

次期学習指導要領の改定をどのように認識しているのかということについてのお答えをさせていただきますと思います。

議員御案内のように、次期学習指導要領は現在、中央教育審議会の特別部会において審議が重ねられておりまして、本年末には答申が出され、本年度末、令和8年度末、令和9年3月には新学習指導要領が告示される見通しとなっているところです。

今回の改定では、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら自らの人生をかじ取りすることができる、民主的で持続可能な社会のつくり手をみんなで育むために、主体的・対話的で深い学びの実装、多様性の包摂、実現可能性の確保の三つの方向性を示し、議論がなされているところです。

将来の予測が困難で不確実な要素が多い現代において、これからの社会をつくり出す人材を育成するために、まずは子どもたちが課題を持ち、主体性を持って学びに向かうこと、そのために、これまでの教育課程を柔軟にすることで、授業に余白を生み出し、より深い学びを進めたり、補充学習を行ったりといった調整授業時数制度や、裁量的な時間の確保などが報じられているところでございます。

今後の佐々町教育の方向性との御質問でございますが、まずは、新たな学習指導要領について正確に分析をし、その趣旨に沿った教育行政を展開してまいり所存です。

第7次佐々町総合計画後期実行計画におきまして、学校教育の充実の目指す姿を「児童生徒が自らの人生をかじ取りするために必要な、学ぶ力と健やかな心身を育み、感性を磨くための教育環境が整った町を目指す」、また「郷土を愛する心の醸成に力を入れ、人のぬくもりを感じられる人材育成を目指す」としておりまして、次期学習指導要領の趣旨に沿った目指す姿であるというふうに認識しているところでございます。

教育委員会では、この総合計画の実行計画である第4期教育振興基本計画を本年度、策定作業を進めまして、令和9年度から実行する予定でございます。

好きを育み、得意を伸ばし、夢を持って社会貢献できる人材育成、このふるさと佐々町を持続可能でより住みやすいまちづくりの主体者としての人材育成、この二つを図るために、私自身、組織的、計画的に実行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

教育長の認識と、今後、佐々町教育の方向性については理解いたしました。

私も、学習指導要領の全国共通の基準を踏まえながら、佐々町の特色や地域資源を生かし、子どもたちに必要な力を育てていくことが重要だと考えております。

そして今後、地方教育行政や学校の創意工夫がより重要になるのであれば、教育委員会は、単に国や県の方針を学校へ伝えるだけの組織ではなく、地域の課題を把握し、佐々町としての教育を考え、実行し、検証する組織であることが求められます。

どれほど立派な教育方針を掲げても、現場で何が起きているのか、子どもたちが何に悩んでいるのか、保護者が何を不安に感じているのか、教職員がどのような課題を抱えているのか、そうした実態を正しく把握できなければ、教育方針と現場の間にずれが生じます。教育行政の独自性が重要になるからこそ、その前提として、現場を正確に把握する力が必要になると考えます。

そこで、次に学校側の認識と児童生徒、保護者側の認識の違いが明らかになった文部科学省

の調査についてお尋ねします。

不登校要因分析調査における認識のかい離と、現場の声を把握する現在の取組について伺います。

文部科学省が公表した不登校要因分析調査では、教師が認識している不登校の要因と、児童生徒本人や保護者が認識している要因との間に大きなかい離が見られました。私は、この調査結果を不登校の原因を特定するためだけの資料とは捉えておりません。むしろ重要なのは、学校側が把握していると思っていることと、子ども本人や保護者が実際に感じていることが必ずしも一致していなかったという点です。

当然、不登校の要因は一つではありません。本人の体調や特性、家庭環境、友人関係、学習面、学校生活など、様々な要因が複雑に関係していると思います。また、教師、児童生徒、保護者では、同じ出来事であっても立場によって見え方が異なることもあるでしょう。したがって、どちらの認識が正しく、どちらが間違っているという単純な問題ではありません。しかし、学校と当事者と認識が大きく異なっているのであれば、教育行政として、そのずれがなぜ生じているのかを考える必要があります。

子どもが本音を話せていないのか、保護者の不安が学校へ十分に伝わっていないのか、教職員で感じた問題が校内や教育委員会まで届いていないのか、あるいは声が届いていても、組織の中で違う意味に解釈されているのか。私は、この認識のずれこそ、教育行政における受皿が本当に機能しているのかを考える上で、重要な問題提起だと受け止めております。

また、保護者から、そんな動きの中で、自分のことであれば意見を言えるが、子どもが学校に通っている以上、学校には言いにくいと。意思を伝えたところで、子どもが学校で不利益を受けないか心配だという声をよく聞くことがあります。その不安が事実かどうかという問題ではありません。保護者がそのように感じていること自体が、声を出しにくくする要因になっています。

教職員についても、人事、評価、職場内の人間関係、管理職との関係などから、率直な意見を表明しにくい場合がないのか、検証する必要があります。

子どもたちは更に難しい立場にあります。自分の悩みを言葉にできないこともあります。先生や保護者に心配をかけたくないと考えることもあります。誰に相談すればよいか分からないこともあります。

つまり、声が上がっていないから問題がないのではなく、声を上げにくいために問題が見えていない可能性があります。

そこで、教育長にお尋ねします。文部科学省の不登校要因分析調査において示された、教師と児童生徒と保護者の認識のかい離をどのように受けておられるのでしょうか。また、佐々町において、児童生徒、保護者及び教職員の声を把握し、教育行政に反映するために、現在どのような取組を行っているのか伺います。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

議員御案内の不登校要因分析調査につきましては、文部科学省の委託事業でございまして「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」ということで、公益財団法人が令和6年3月に公表したものかなというふうに認識しているところでございます。

議員御指摘のとおり、不登校児童生徒や保護者と、教師の認識のかい離として顕著なものは、いじめの被害、教職員への反抗・反発、叱責等や体調不良の訴えなどがございます。

報告書の考察といたしましては、学校風土改善の取組が不登校予防の一時的支援策として重

要であるというふうになされているところです。

議員の御指摘のとおり、本調査がその不登校の要因云々というよりも、その認識のかい離が明確になったということが問題であるということでございますが、私自身も、大変貴重な調査であるというふうに感じているところです。

不登校の要因のことだけに関して言えば、不登校の要因が一つではなく、様々な要因が重なり起こり得るものと認識しておりまして、一人一人感じ方が異なることから、学校という集団の場の教師の認識と、それから個としての児童生徒・保護者の認識が、全て同じ傾向になることは非常に難しいものかもしれないというふうに感じているところです。

教育委員会といたしましては、本調査内容を真摯に受け止めて、学校風土の改善と、学校と家庭の連携の強化について、今後も意を用いてまいりたいというふうに考えております。

児童生徒、保護者及び教職員の声を把握するための現在の仕組みでございますが、先ほど御案内がありましたとおり、学校評価アンケートが一番の参考資料ということになります。ちなみに、この保護者アンケート、児童生徒アンケートにつきましては、現在、端末上で各学校、実施をしております、無記名のアンケートということでございますので、ある意味、本当にこう、本音を書けるようなアンケートに、現在なっているのかなというふうに思っております。そのアンケート調査等を、この情報をいただく機会と捉えまして、学校から提供していただいているところでございます。

また、各学校における学校運営協議会、それから地域との連携の場を活用しまして、多様な立場から御意見を伺っているところでございます。

今年度から、保護者の皆様の声を多く取り入れたいという思いから、年6回「教育長と語る会」ということで、教育行政の重点事項の説明と、それから保護者の皆様の御意見をいただく会ということで、保護者対象に会を開いているところでございます。

施策への反映につきましては、多様な立場の方々からなる教育委員会において御意見を聴取し、町民の皆様の代表である議員の皆様に、委員会等において御意見をいただきながら行っているところでございます。

様々な立場の皆様からの意見を反映した教育施策の実践がなされているものと認識はしているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

教育長の認識と、現在、行われている取組については理解いたしました。

学校評価、各種アンケート、教育相談、学校運営協議会やPTAとの懇談など、様々な意見を聞く機会が設けられることについても理解しております。「教育長と語る会」も設けていただいて、努力されていることも物すごくありがたいと思っております。

しかし、ここで私が確認したいのは、意見を聞く機会があるかどうかだけではありません。声を集めることと、声を政策や学校運営の改善につなげることとは別問題だと思っております。

例えば、アンケートを実施しても、結果がどのように分析されたのか、どのような課題が見つかったのか、何を改善したのか、改善によって状況が変わったのか、それが、児童生徒や保護者、教職員に伝えられていなければ、回答した側は、意見を出したがその後どうなったのか分からないと感じます。その状態が続けば、言っても変わらない、答えても意味がないという無力感につながり、次第に声が上がらなくなってきます。

民間企業が顧客アンケートや従業員アンケートを実施する目的も、単に意見の件数を集計す

ることではありません。経営者が見えていない課題を発見し、改善し、結果を検証するためにあるものです。企業にとって本当に怖いのは、クレームを言われることではありません。不満を抱えた顧客や従業員が何も言わずに離れていくことです。

私は、学校教育についても同じ視点が必要ではないかと考えております。現在、不登校の増加、私立中学校を選択する家庭、教職員不足など、学校から距離を置く動きが様々な形で現れております。もちろん、これらの背景には、家庭環境、社会状況、働き方、価値観の変化など複数の要因があり、一つの原因だけで説明できるものではありません。しかし、学校や教育行政が現場の声を十分に受け止め、改善につなげる仕組みが機能しているのかという点も、その要因の一つとして検証する必要があるのではないのでしょうか。

声を聞いているかではなく、聞いた声をどう受け止め、どう改善し、どう結果を返しているのか、教育行政においてもこうした視点が必要だと考えております。

そこで、次に、集めた声をどのように分析し、改善と検証につなげているのか、教育行政における受皿の現状についてお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

各学校におきましては、学校評価や各種アンケート等により把握した意見について、学校運営協議会において、学校関係者評価というのを実施しております。分析、改善、検証をその中で行っているというところでございます。

その後、各学校の学校関係者評価というのを取りまとめまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、教育委員会が実施しております自己点検・評価報告書というものに反映をさせていただいているところです。

検証につきましては、外部評価委員に実施をしていただき、その結果については、議会及びホームページにおいて公表しているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

学校評価アンケート、相談等で把握した課題の分析、改善、検証等、受皿の現状について理解しました。

重要なのは、現在ある仕組みがどのように使われているのかだと思っております。学校評価、児童生徒や保護者への各種アンケート、教育相談、学校運営協議会、PTAの懇談、日常的な教職員からの報告などを通じて、様々な声や課題が把握されていると思います。

そこで重要になるのは、その後の流れです。例えば、集められた意見は学校ごとに集計されるだけなのか。教育委員会でも共有されるのか。複数の学校に共通する課題として分析されるのか。少数であっても、重大な訴えをどのように見落とさないようにしているのか。改善が必要だと判断した場合、誰がどのように対応方針を決めるのか。改善後、その効果をどのように確認するのか。さらに、その結果を児童生徒、保護者、教職員へどのように伝えるのか。この一連の流れがあって、初めて声を受け止める受皿と言えるのではないのでしょうか。

また、PTAや学校運営協議会の代表者から意見を聞くことも重要です。一方で、代表者の意見が、必ずしも全ての保護者や地域住民の意見を代表しているとは限りません。PTAに加

入していない保護者、会議に参加する時間がない保護者、学校との関係に不安を感じている保護者、声を上げること自体を諦めている保護者の意見はどのように把握されるのでしょうか。

声の大きな人の意見だけが届き、声を出せない人の問題が見えなくなるのであれば、それは十分な受皿とは言えません。

また、全ての意見をそのまま実現することができないことも理解しております。保護者の要望と教職員の負担軽減が両立しない場合もあります。児童生徒の希望と安全管理上の必要性が対立することもあります。

だからこそ、集めた意見を単純に多数決で決めるのではなく、何が共通課題なのか、優先すべき課題は何か、異なる立場の意見をどのように調整するのか、実現できない要望についてどのように説明するのか、そうした行政としての整理と判断が必要になります。

そこで、教育長にお尋ねします。学校評価、各種アンケート、教育相談等によって把握した意見や課題について、現在、どのように分析し、改善につなげ、その結果を検証しているのでしょうか。

また、教育長は、現在の教育行政における受皿が、声を集めるためだけではなく、改善と検証まで含めて、十分に機能していると認識しているのか伺います。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

先ほど申し上げましたとおり、学校評価、各種アンケートの検証等につきましては、外部評価委員等を実施させていただいて、報告はさせていただいているところです。報告した後、各学校に対して、そういう情報の提供ということについては、まず教育委員会で、それぞれの立場の方々に対して御意見を賜った上で、校長会等で周知をしているところでございます。

また、保護者の方に対して、直接的にこういう方針でやりますよということについては、今年度、町のホームページのほうにも、教育長の今年度の施策ということで記載をさせていただいておりますが、今年度の教育行政の方向性ということについては周知を図っているところでございます。

また、今後でございますが、様々な手法を取り入れながら、先ほど申し上げた「教育長と語る会」というのも一つの手法ではございますし、直接対話ということが、一番、私自身は細やかな御意見というのも、当然必要、収集というのは今後も検討していきたいと思いますが、直接対話ということも重要と考えておりますので、そういった方策も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

すみません、同じような質問になってしまって申し訳ありません。

続いて、その問題提起された後の情報公開と意思決定プロセスの透明性についてお尋ねしたいんですけど、教育行政における情報公開、意思決定プロセスの透明性及び教育改革、情報活用教育の方針形成について伺います。

私は、令和8年3月定例会において、教育行政におけるボトムアップと意思決定プロセスの可視化について質問を行いました。その中で、声を上げる人だけではなく、声を上げられない

人の意見をどのように把握するのかという問題提起を行いました。

近年、AIやデジタル技術の発展により、行政や教育現場においても様々な声を把握し、政策へ反映していくことが求められております。また、次期学習指導要領の改定に向けた議論では、情報活用能力、主体的・対話的で深い学び、探究的な学習、個別最適な学びなどが重視されております。私は、このような時代だからこそ、教育長や教育委員会が現場の声をどのように把握し、どのように議論し、どのように意思決定へ反映しているのかが、これまで以上に重要になると考えております。

ここで一つ、実際の事例を挙げてお尋ねします。

先日、佐々中学校で導入されたチーム担任制について、私は、入学後の保護者説明会で正式に配付された資料を基に、制度への理解を広げることを目的として、SNS上で内容を紹介いたしました。投稿では、新しい取組を前向きに評価するとともに、制度が学校運営のためだけではなく、子どもたちの成長につながるということが重要ではないかという趣旨の意見を述べました。

その後、メディア指導員という立場の方から、学校に資料の公表について確認を行ったかという趣旨の公開コメントがありました。そこで、学校に確認したところ、学校資料には著作権があるため、今後は事前に確認してほしいとの回答がありました。一方で、投稿内容については、学校を応援する内容であるため、削除する必要はないという説明も受けました。

私は、個人情報や著作権への配慮が必要であることは、当然理解しております。また、学校が情報の取扱いについて慎重に対応すること自体を問題視しているわけではありません。今回、私が問題意識を持ったのは、SNS投稿の内容そのものではありません。誰がどの権限で、どの基準に基づいて、その判断を行ったのかが見えなかったことです。

メディア指導員からの指摘は個人としての見解だったのか、教育委員会の方針に基づくものだったのか、学校長の判断だったのか、教育委員会と学校の間で協議が行われたのか。また、保護者へ正式に配付された資料を、保護者や地域住民がSNS等で共有することについて、教育委員会として統一した基準があるのか。こうした点が、外部からは分かりませんでした。

私は、この件を特定の個人の問題にしたいわけではありません。慎重な意見も、情報を積極的に活用すべきだという意見も、どちらも一つの考えだとして尊重されるべきだと思います。

重要なのは、その意見が教育行政としてどのように検討され、どのような方針として整理されるのかです。AIやSNSが当たり前の時代において重要なのは、使わせない教育だけではなく、どう使いこなすかを学ぶ教育ではないでしょうか。情報を遮断するのではなく、情報を正しく読み解き、必要な情報を選び、自ら発信し、異なる意見と対話し、発信した内容に責任を持つ力を育てる。これが、これからの情報活用能力の重要な一面だと考えます。

一方で、著作権、個人情報、誹謗中傷、誤情報などのリスクもあります。だからこそ、禁止か自由かという二択ではなく、教育委員会として議論し、佐々町としての考え方を整理する必要があります。その議論が一部の関係者だけで行われ、結論だけが示されるのではなく、どのような論点があり、どのような意見があり、何を基準に方針を決めたのかを、可能な範囲で保護者や住民へ示すことが必要ではないでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。教育行政における情報公開及び意思決定プロセスの透明性について、どのように考えておられるのでしょうか。また、メディア指導員は、教育行政上、どのような位置づけにあるのでしょうか。助言を行う立場なのか、学校運営や教育方針の決定に影響を与える立場なのか。さらに、教育改革や情報活用教育に関する方針について、教育委員会ではどのような議論を経て、意思決定を行っているのか。学校資料の情報発信やSNS上での共有について、教育委員会として統一的な基準や方針があるのか、併せて伺います。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

教育行政における情報公開及び意思決定プロセスの透明性というところでございますが、まずもって、教育委員会が持ち得る権限と、それから学校運営に関しては、学校長が持ち得る権限というのがございます。学校教育に関わって、学校経営、学校運営に関わっては、校長の裁量権の中で取り組んでいるところでございますので、先ほど議員の御案内の事情につきましては、校長の判断で行っているというふうに認識しているところでございます。

この情報活用教育ということに関しては、情報活用を積極的に取り組む能力と、それから情報モラルをいかに考えさせるかという教育、この両方の高まりというのが必要になるかなというふうに思っているところです。

今後、その情報を教育、活用能力の育成ということに関しましては、学習指導要領等にも含まれているかと思しますので、重々、現状、町の実情に応じて取り組んでまいりたいと思っております。

また、教育行政における意思決定プロセスの透明性を高めることにつきましては、今後も意を用いてまいりたいというふうに思っているところです。

しかしながら、全てを公開するということになりますと、多様な意見に左右されるというデメリットもございまして、静ひつな環境の中で幅広い意見を聴取するということができなくなる可能性もございます。今後も、透明性の確保と保護すべき利益とのバランスを図りながら、運用は進めてまいりたいというふうに思っております。

また、A I、S N S時代における情報活用教育の方向性につきまして、予想を超えるA Iの発達ということは重々認識をしております、教育現場においても様々な議論がなされているところでございます。先日伺った研修会では、高校生の約9割、中学生の約6割が既に学習にA Iを活用しており、宿題が成り立たない状況になりつつあるという報告がなされておりました。

本年4月27日、高市総理大臣は松本文部科学大臣に対して、次の学習指導要領に先行して、教育現場における生成A I活用ガイドラインの速やかな改訂を指示したというふうな報道がなされておりました。

A Iを学習に活用することの利便性と、A Iを活用することによる発達段階における認知的負荷の低下ということについては、丁寧に対応すべきであると考えております。

教育委員会としましては、国の方針を受けて、本町の児童生徒の実態に応じて、自らの人生をかじ取りする力の育成と郷土を愛する心の醸成を目指す、本町の実態に応じたA I活用ガイドラインの作成について進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

教育委員会の情報活用能力の育成と、教育行政における情報公開意思決定プロセスについての考え方は理解いたしました。

私は、全ての会議や相談内容を公開すべきだと考えているわけではありません。素直な意見交換を行うためには、一定の非公開性が必要な場合もあります。児童生徒や保護者、教職員に関する個人情報、当然守らなければなりません。しかし、個別の情報を守りながら、全体としてどのような課題が存在し、どのような方向で改善を進めているのかを示すことは可能だと考えております。

また、声を集める仕組みをつくったとしても、教育委員会や学校の職員が1件1件の自由記

述を読み、分類し、共通する課題を整理することには大きな負担がかかります。だからこそ、デジタル技術やA Iを、人に代わって判断するものではなく、人の判断を支える道具として活用できないかと考えております。

そこで最後に、幅広く声を聞く仕組みと、A I等の活用についてお尋ねします。幅広く声を聞く仕組み、及びA I等のデジタル技術の活用についてお伺いします。

私は以前、町長に対してブロードリスニングという考え方を提案しました。横文字では伝わりにくいため、簡単に言えば、幅広い人の声を継続的に集め、共通する課題や少数であっても重要な意見を把握し、政策へつなげる仕組みになっております。

教育行政こそ、この考え方が必要ではないかと考えております。なぜなら、教育に関わる人たちは、それぞれ声を上げにくい事情を抱えているからです。子どもは、先生や保護者に直接言いにくい。保護者は、子どもへの影響を心配して学校へ言いにくい。教職員は、組織上の立場や人間関係から言いにくい。地域住民は、教育の専門家ではないからと遠慮して意見を控える。こうした状況では、通常の会議や代表者との懇談だけでは、把握できない声が残る可能性があります。ただし、匿名で意見を集めれば、それだけで解決するわけではありません。匿名性が高過ぎれば、事実確認ができない場合もあります。特定の教職員へ誹謗中傷が含まれる可能性もあります。全ての要望に応えることができなければ、聞くだけで何も変わらないという不信感を生むこともあります。

そのため、幅広く声を聞く仕組みを導入する場合には、何のために意見を集めるのか、どのように分析するのか、個人情報や匿名性をどう守るのか、重大なSOSをどう見落とさないようにするのか、集めた意見を誰が判断するのか、対応できることとできないことをどのように説明するのか、こうした制度設計が必要になります。

その中で、A Iには一定の可能性があると考えております。例えば、児童生徒、保護者、教職員から寄せられた多数の自由記述を整理し、共通して多い課題、立場によって認識が異なる課題、少数であるものの重大性が高い訴えなどを、人が確認するための補助資料として可視化することが考えられます。

学校側は、本人の意欲の低下と認識している。しかし、児童生徒や保護者からは、教職員との関係や学級内の人間関係が多く挙げられている。そのような認識の違いを把握することも考えられます。

もちろん、A Iに最終判断を任せるべきではありません。A Iの分析には誤りや偏りが生じる可能性があります。多数意見だけを重視すれば、少数の重大なSOSを見落とす危険性もあります。したがって、重要なのは、A Iを導入すること自体ではありません。誰が言ったのかを採すのではなく、どのような課題が存在しているのかを把握すること。

そこで、教育長にお尋ねします。児童生徒、保護者、教職員及び地域住民の声を継続的に把握し、認識のずれや課題を可視化する仕組みとして幅広く声を聞く仕組みや、A I等のデジタル技術を活用することについて、どのように考えられておられるでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

ブロードリスニングについては、多様な意見や課題の可視化に有効ではあると認識しております。

しかしながら、集めた意見の分析や活用の仕組みづくりについては、一定の知識と理解が必要でございまして、結果を施策に反映するためには、教育行政の意思決定プロセスに一つ段階を増やすことになり、効率性を低下させるおそれもあるということも懸念しているところでござ

ざいます。

しかしながら、幅広い意見の聴取方法として、デジタル技術の活用については、十分研究を進めていかなければならないというふうに認識しているところです。今後は、現在の教育行政の意思決定プロセスの検証を行うとともに、ブロードリスニング等のデジタル技術の活用について研究を進めてまいりまして、施策の透明性に努めてまいり所存でございます。

現在、議員の皆様におかれましては、多くの児童生徒や保護者、地域の皆様との対話を通して、多くの意見聴取を行っていただき、一般質問等をこうやって行っていることと存じます。本町の教育行政において、議員の皆様の声が、私自身、ブロードリスニングに勝るとも劣らない、情報収集の場であると感じているところでもございます。

今後とも、多くの情報提供と御質問をいただき、よりよい教育行政の方向性について御意見賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

私たちも、一人一人がしっかりとブロードリスニングの役割を果たすように努めたいと思っております。それに加えて、やはり声を出しやすい環境をどうつくるのかも、議論していただきたいと思っております。

教育は極めて重要な分野ですので、しかし重要であるからこそ、聖域化してはならないと考えております。教育は公共政策であります。公共政策である以上、子ども、保護者、教職員、地域住民、そして議会がそれぞれの立場から意見を出し、議論し、検証し、改善していく必要があります。

私は、教育委員会や学校現場を批判することが目的ではありません。現場の先生方もまた、既存の制度や限られた人員の中で苦勞されている当事者だと考えております。だからこそ、個人の努力だけに頼るのではなく、声を受け止めること、課題を見えるようにすること、議論の過程を示すこと、改善の結果を返すこと、これらを制度として支える必要があります。

教育行政が、現場の声から学び、変化に対応し、改善し続ける組織になることを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川副 剛 君）

以上で、6 番、山之内英樹議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（15時41分 休憩）

（15時50分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先にお伝えいたします。16時を超えると思いますが、時間を延長して、永田議員の一般質問まで行います。

それでは次に、一問一答方式により、1 番、永田勝美議員の発言を許可します。

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

1 番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表して、憲法が暮らしに生きるまちづくりを推進する立場から、安心して住み続けられ、平和で豊かな佐々町の実現を目指して質問いたします。

今回も、前回に引き続き、大きく3点にわたって質問いたします。

1 点目は、子育て支援について。

2 点目は、佐々町の農業の今後に向けて。

3 点目は、くらし・福祉の充実に向けて、質問させていただきます。

まず、1 点目の子育て支援についてですが、子育て支援の中では、一つは就学援助の問題について、前回に引き続き質問させていただきたいというふうに思います。

なかなか、前回の質疑の中では、財政的な事情もあり、慎重な検討をというお話でありましたけれども、まず、今年度の到達点と今後の目標について、今年度、おおむね何%程度の就学援助の利用率に達しているのか。今後の課題についてお考えのところがあれば伺いたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

令和8年度の就学援助の状況について御説明いたします。

今年度5月末時点の実績ということで、説明のほうをさせていただきたいと思います。

学用品等の購入費やPTA会費として、佐々小学校が52人分、約109万円、口石小学校が62人分、こちらも約109万円、佐々中学校が65人分、約345万円で、全体で179人分、約564万円を支出しております。

これを前年度同期と比較いたしますと約198万円、約54%の増となりますが、これは、中学校の修学旅行が、昨年度は2学期に行われましたが、今年度、1学期に実施されたため、この修学旅行費用分の支出が前年度よりも早く増となっているものになります。

こうした要因のほか、対象世帯の所得状況の変動、転入出による増減等もございますが、このような点を除いた5月末時点の執行状況としましては、おおむね前年度と同水準にあると考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

私は、就学援助の問題について、いわゆる経済的に困難を抱えた世帯に対して、その就学を保障するという立場からの支援ということでありますので、経済的に困難という点では、まさに健康で文化的な生活を営むにふさわしい水準というふうに言えると思います。

総務省の統計では、令和2年度から令和7年度までの5年間、物価上昇率は、令和2年度を100とした場合に、令和7年度は111.7となっております。おおよそ10%、11%程度、物価が上がっているということになるわけです。

一方で、賃金は、長崎県では5年間で大体1.5万円から2万円程度の上昇というふうに言われ

ていて、それは、おおむね7%程度、給与所得者の場合ですね、7%程度上がっているのではないかと。つまり、物価上昇に賃金が追いつかない、実質的な減収となっているという実態があるわけです。

一方で、御承知のように、子どもさんをお持ちの世帯については、家計支出は当然、物価高で増えているという中ですから、就学援助はこうした事態にストレートに対応できているのかというふうに言いますと、令和2年度も現在も、課税ベースの年収は変わらないのではないかと思います、それを確認したいと思います。

課税ベースの年収で4人世帯の場合、おおむねどの程度の課税ベースの収入が基準となっているのかお答えいただけますか。案内されているパンフレットの内容で結構です。

議 長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（15時56分 休憩）

（15時56分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

お時間いただきまして申し訳ございません。就学援助の基準となる所得について御説明申し上げます。

議員、今、おっしゃいました4人世帯の場合ということで、父、母、それから第一子、第二子、中学生、小学生というようなお子さんがいらっしゃる場合の所得の額として、278万円ということで御案内しております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

令和2年度も今も、基本的に金額は変わらないんですよね、その金額はね。278万円という金額は、おおむね、収入ベースで言うと、4人家族ならば総収入が大体500万円ぐらいということになるわけですから、かなり一般的な家庭でも、その就学援助の対象になるのだということを改めて確認をしておきたいと思います。

ですが、実際に就学援助の水準はずっと変わらない。一方で、物価は上がっていると、賃金は追いつかないという状況の中で、就学援助の役割が、こういう実態に十分対応できていないのではないだろうかとは私は思うわけです。

そういう角度から見ますと、前回からお話ししております就学援助が、生活保護基準の1.2倍という水準では、なかなかそのままでは実質的には低下していることになるのではないだろうか。それで、引き上げることが相当ではないかというのが論点なんです。そういう点で、実質的には、ベースで言うと1.2を1.3にしますと、おおむね300万円程度に引き上がります。そうならば、さらに給料が少し上がった世帯でもきちんとカバーできるということになるのではないかと。

県下で、多くの市町が1.3倍にしている。1.2倍の町というのが八つの市町、それで1.3倍が11の市町というふうになっておりまして、県南の地区は大体1.3なんです。松浦だとか平戸だとかは1.3ということになっているんですが、佐世保、東彼、それから北松が1.2という水準です。

ですから、この時期に改めて、この1.3への引き上げというのを考えられてはどうだろうかということ、ぜひ提案をしたいというふうに思います。

あわせて、町長は就学援助の費用の問題というのを前回お答えになりましたけれども、費用負担の問題で言いますと、いわゆる就学援助の費用としては、給食費がこれまで就学援助から出ていた分が、就学援助とは別に給食費無償化が実現しておりますので、就学援助の予算そのものとしては、圧縮できる部分もあるのではないかというふうに思いますので、ぜひこの時期に検討されてはどうかというふうに思うのですが、町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

議員がおっしゃるとおり、経済、物価高で賃金が対応しきれていないというのはそのとおりだというふうに思います。それに対応して、国のほうは子育て応援支援金というものが、今回、支出されたというふうに思っているところでございます。

就学援助の認定基準については、以前から生活保護基準の1.3倍への拡充に向けた御意見を頂戴しておりますが、継続的な財政負担を伴うものであることから、慎重な検討と判断のため、お時間をいただいているところです。

そのような中、今年度から国策として小学校給食費の無償化が始まり、これまで就学援助費で負担していた小学校の給食費分はなくなりましたので、就学援助の認定基準の見直しに当たっては、これを財源の一部として考慮することができるものと思っておりましたが、給食調理器具の取替えや食材費の高騰など、大変悩ましい状況となっています。

なお、見直しについては、より広く負担の軽減を図る観点から、認定基準を引き上げる案のほか、困窮度が高い世帯の負担を更に軽減する観点から、認定基準はそのまま、支援額を引き上げる案についても検討させていただきたいと思っております。

今後、県下他市町の動向も見ながら、次年度に向けた検討をさせていただきたいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

前向きな答弁をいただいたというふうに思います。ぜひそういった、確かに多子世帯などの場合や、あるいは中学校に上がる時期だとか、様々に費用負担がかかる時期がありますので、そういったところでもカバーをできる、そういう制度に改善をしていただきたいということ、を申し添えておきたいというふうに思います。

蛇足ながら、かつて、今はもう長崎市と合併しておりますけれども、かつて香焼という町がありましたけれども、香焼町では就学援助が、いわゆる町民の、学校の生徒の大体8割から9割が就学援助の対象というふうな対応をされていて、その際は修学旅行費も含めて、うちもそうなんですけれども、修学旅行費も含めてそうなんです、学校給食も教科書も、当時はずっと無償だったという時代がありました。

そういったことを知る者としては、やはり就学援助というのは、まさに子どもたちの教育を

支えていく上で、非常に重要な制度ではないかなというふうに思っておりまして、ぜひその拡充については、今後とも進めていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

2点目は、小中学校施設・体育館への空調設備の設置と活用状況について。

活用状況といいますのは、教室に今、設置されているエアコンのことなんですけれども、実は子どもさんといいますか、中学生の方から、教室のエアコンをなかなか先生が入れてくれないんですよと、そんなに町のお金がないから、何ていうか、教育委員会から節約しろって言われているんですかというふうに言われましたので「それはぜひ聞いておきます」というふうに答えておきましたので、どのように運用されているのか、ちょっと一言で結構ですので教えてください。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（宮原 良之 君）

小中学校における夏季空調の運転につきましては、基本的に各学校へお任せしているところですが、現在、27度、28度といった気温を一つの判断基準として、運転がされているようでございます。

なお、一概にこの気温だけで判断するものではなく、湿度や体育の授業の後など、そのときの体感や状況に応じて、各教室、それから階、フロアのほうで判断をして運転をしていただいているということっております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

熱中症指数だとか、様々なファクターを使って判断されているんだと思うんですけれども、子どもさんがかなり必死の訴えでありましたので、ぜひ運用に当たっては、子どもたちの意見もよく聞くというようなところも御配慮いただければなというふうに思います。

続けて、体育館のエアコンのことなんですけれども、先ほど来のお話もありましたが、猛暑日数が毎年更新している状況でありますし、ことしも気象庁の予測では、九州地方は60%以上の確率で7月以降の猛暑の予測が出されていますという、あまりうれしくない予報が出ております。

昨年は、初めて熱中症で運ばれた方が10万人を超えたんです。長崎県では1,191人が救急搬送されて、お一人が亡くなったと、高齢の方でしたけれども亡くなったというような状況でございました。

事実、対策が遅れることが、子どもたちの命にも関わるといっても過言でない状況がやっぱり進んでいるということについて、御認識はお持ちだというふうに理解しているんですけれども、なかなか前回、あまり時間が取れなくて詰めた議論ができなかったのですが、実は、私も1点だけなんですけど、三重県の多気町という、ここで体育館にエアコンを付けました。大体4,000万円弱、三千九百何十万円という数字が出ておりました、小学校の体育館ですね。

見ますと、やっぱり私たちも見てなるほどって思ったんですけれども、大型のエアコンを何台か付けるという、ルームエアコンの少し大きいのを何台か並べて付けるというふうな感じの写真がついておりました。実際に取り付けることそのものは、そんなリスクというか、コスト

もそんなにかからないのではないかと。私、予想しておりました、数億円かかるのかなというふうに思っていたんですけども、そういうものでもないということでもあります。

前回、私、お話ししましたように、小学校が二つ、中学校が一つ、それで中央体育館もありますし、南北の体育館もありますから、6個や7個の施設が町内にあるのかなというふうに思っています、サン・ビレッジのほうもありますし。

そういうのを考えますと、特に老朽化が著しい小学校の体育館などは、まずやっぱり、そこから付けてはどうかと。中学校の体育館は断熱も行けるから、中学校からというお話もあつたんですけども、小学校の体育館であれば、要するに数年のうちに、10年以内に建替えということが現実の問題になってくると思いますので、大体、エアコンの耐用年数は七、八年ですから、耐用年数が来た頃には建替えということで、ちょうどいいのかなというようなことを勝手に考えたりもしているわけです。

いずれにしても、一度に全部付けるのは困難なので、機種を選びながらも順に付けていくというふうな発想で、柔軟に取り組まれてはどうかと。

非常に慎重に検討されているというお話だったんですけども、そのあたりいかがかなというふうに思いまして、質問したいと思います。いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

県内で1,191人、昨年、熱中症で運ばれたと。よくお聞きするのが、高齢者の方は我慢強くて、エアコンがありながらもつけないというようなことで、運ばれるケースが多いというふうに聞いております。

先ほどの学校でも、先生が忍耐力をつけるためにされたのかどうか分かりませんが、そういうことがあってはならないというふうに思います。

小中学校の体育館、それから町民体育館の空調設備の整備ですけども、前回も3月定例会で答弁しましたとおり、導入に向けて前向きに検討・研究をさせていただいているところです。

御質問にございましたスポットバズーカについては、本町においても有効な設備ではないかと思っておりますが、空調設備は当該機種だけでなく、ふく射パネルを併用したハイブリッド方式のほか、一般的な電気式や停電時にも稼働できるガス式など様々な種類がございます。そのため、今年度4月には、町民体育館を会場に仮設空調設備による現地検証を行っており、7月には、中学校体育館でも、学校関係者も交えた現地検証を行うように予定しております。

なお、今年度、佐々・口石両小学校では、体育館屋根外壁改修工事、中学校では、B棟屋上防水工事もあり、この夏に間に合うような設置整備はできませんが、次年度に向けましては、少なくともまず1か所の設置整備を行えるよう、検討・準備を進めてまいりたいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）
1番。

1 番（永田 勝美 君）

来年は、最低1か所付けるということでございますので、ぜひですね。ことは、実際に体育館の活用に当たっても、熱中症予防についてはかなりの配慮をされているんだらうと、現在もですね、そういうふうに思いますので、ぜひ何とか、ことしまではそういう形で乗り切るといことで、来年に向けて取組をお願いしたい。

申し添えますと、停電時の対応、災害時などにも使える自家発付きだとか、ガス式だとか、様々なものがあるというのは承知しておりますが、学校の場合は、とにかく即効性が求められるというか、あまりお金のかからないものでもストレートに効果のあるものというのをまず、やるのがよいのではないだろうかというのを、意見ですけれども申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、続けて、保育児童の環境改善の問題について、この問題は初めて取り上げるんですけれども、現在の第二保育所について、利用者の方から訴えがありまして、園庭がなかなか屋根がない、あるいは日を遮るところがないということで、夏は外で遊べないというお話だとか、熱中症も危険だし、外で全く遊べない状態が、夏、続いているというようなことなどもお聞きしたんです。

私も、園庭全体をしっかりと見たわけではないのですが、確かにそうだなというふうに思っただけなんですけれども、調べてみますと、いわゆる保育児童の園庭の問題について「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」というのが出されておまして、平成30年の基準では四つの基準が示されておまして、目標としては「生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと」、環境については「子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること」ということで、適切な植物の選定だとか、安全性の確保だとか、遊びの工夫だとか、教育的役割だとかということについての一定の基準が定められています。

それで、ぜひ、こうした基準もあるということで、園庭の改善というのが求められているのではないだろうかというふうに考えたところなんですけれども、これについて取り組まれていることなどあれば伺いたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

御質問の園庭での熱中症対策でございますが、例年は、砂場にテントを張りまして、日陰をつくりまして熱中症対策を行ってございましたが、今年度は、それに加えて、60平米程度の日焼けシェードというものを張りまして、日陰をつくって熱中症対策を行うよう、ただいま準備を行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

それはことしの夏に間に合う予定ですか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（落合 健治 君）

多分、もう、張る準備をしておりますので、間に合うものと考えております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

分かりました。ぜひ、園庭の整備というのも非常に重要なのだということを改めて認識もし、こういう環境改善についてもやっぱり取り組んでいかんといかんのだなということを改めて感じましたので、ぜひ引き続き、改善に努めていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、2 番目のテーマに移りたいと思います。

これも前回に続いてですが、佐々町の農業の今後に向けてということで、大変、漠然としたテーマであります。それで、一応、後継者対策を含めた将来像ということ、それから取組の今後の進め方、総合的な計画づくりに向けてということで、これも全く項目的には変わらないのですけれども、この間、幾つか私自身も様々な町民の皆さん方のお考えやお知恵なども伺ってきたところでございます。

それで今、まずお答えいただきたいのは、佐々町の農業のいわゆる再生といいますか、農業の発展といいますか、に向けて、今、最も重点とお考えになっていることです。これまで、前回の質疑の中では、いわゆる新規就農者の獲得については、一定の成果を上げてきたというお話がありました。今後に向けても、当然、その新規就農というのは目指されるところだと思っておりますが、今後に向けて、特に重点だとお考えになっているところがあれば、幾つか挙げていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

子ども議会でも質問がございました。農業に対する思いというのは、重要施策の一つだというふうに思っているところです。

将来像について、まず人口の減少に比例しまして、農業者の人口も減少すると思われまます。近い将来においても、団塊の世代層の推移による農業人口が減り、また、若い世代の就農者不足から、全体の農業人口は減ると予測されます。これと、農地の耕作地問題としても、人口に比して、耕作される農地が減っていくのではないかとというふうに思っているところです。

機械化や規模拡大を通して、残る農地は圃場整備地や平地等で、より耕作しやすい農地も水利の管理や鳥獣被害といったことへの対応を、少なくなった耕作者で行うには限界があるということでも、減少化への問題に拍車をかけることになるかもしれません。

また、中山間地域を持つ本町におきましては、先ほどの就農者や農地の問題は、より大きく影響するものと思っております。

マイナス面のことばかり言って申し訳ございません。大変危機感を感じておりますので、お許しを願いたいと思います。

今、申し上げた問題へどう向かっていくのか、大きな課題になりますが、少しでも食い止めることや、解決に向かうような対策を考えていかなければなりません。このことは、本町のみならず、全国的な問題ですので、関係各位の意見をお聞きしながら取り組まなければならないと思っていますところでございます。

これらの対応の一例として、前回、3 月定例会で回答しましたが、主に後継者となる新規就農者の確保では、県北地域、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町及び小値賀町、並びに J A では、県北振興局が中心となって連携会議を行っています。

本町においても、窓口での相談や情報発信などを行い、情報提供に努めながら、新規就農者の洗い出しや円滑な就農に向けた支援活動、就農後の経営確率を促進するためのフォローアップ活動を行っています。

今年度におきましても、1名の新規就農予定者が就農に向けた準備を進められており、関係機関を含め、相談や農地の現地確認など、細やかな就農に向けた準備を進めているところです。これに、国や県の各種補助事業の活用を議論し、それぞれの新規就農者に合った支援策の実施に向け、協議も行っているところです。そのほか、農林水産課や農業委員会を中心に、県やＪＡなど関係者の皆様の力と知恵をお借りしながら、連携した対応を取っていきたいと思います。

佐賀県や熊本県の農地と比較になりませんので、農業の形態、施設園芸や加工品など、お知恵をお貸し願えればと思います。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

ありがとうございます。ちなみに、ことしの新規就農準備の方は、作物は何を準備されているのか、一言、ちょっとお答えいただけますか。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（藤永 尊生 君）

今年度の新規就農者の予定につきましては、施設園芸のイチゴのほうを実施予定になっております。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

もう、まさに町長が言われるように、県北振興局やあるいは農協や様々な機関の知恵や力も借りて、何としても佐々町の農業を守るといいますか、継続させると。要するに、食の生産量を確保するということと、それから、いわゆる農業の、就業者を一定の確保をするということが、どうしても不可分の問題として出てくると思うんです。

ですから、幾つかのキーワードがあるのかなというふうに思うんですけれども、今さっき、イチゴというふうにおっしゃったんですが、例えば、いわゆる特産物というのも一つのキーワードかなというふうに思っておりますし、高収益作物という点では、本を読むと、イノシシの獣害がひどいところには香味野菜をつくりなさいとか、かなりそういったものが、販路があるところではいいという話だとか、水田の有効活用のところでは、二毛作をぜひやったらいいのではないかと、麦を作れというようなことなども言われているんですが。あるいは、営農組合による集団的な管理、農業法人をきちっと確立していくということも避けられないのではないかとということだとか、様々にキーワードは出てきております。

私が、農業関係のいわゆる幹部の方からお話を聞いた中では、やはり農家が夢を持てるような取組がないと、若い人はやってくれないんじゃないだろうかというようなことも言われました。

私が思い出すのは「桃栗植えてハワイに行こう」というふうに言った大分県の大山町です。

今、日田市ですかね。あそこでは、今どうなっているのかとネットで調べたら、大変質の高い梅の産地になっているんですね、桃じゃなくて梅が。栗は駄目になったそうですけど、梅は地域の有数のブランドになっているというふうな話だとかがありました。

先日は、西海市で、アボカドの苗を全市に配るというようなことをやられていて、アボカドをずっとやっておられる方がおられて、その方を中心に広げているという話だとか、それからアーモンドですね、アーモンドはやはり、花を目当てに植えたという方が実もなったという話があるので、割合手がかからないのかなというふうに思ったりしました。アーモンドは、イタリアとかあっちのほうでは、春を告げる花ということで非常に有名なんだそうですが、そういったものは非常にうまくいけばというか、一定の量がそろえば対応できるのではないだろうか。

それから、荒廃農地対策としては、家具用材をつくっている熊本県の天草のセンダンの木を植えているという取組だとか、それから、福岡県の久山町ではアオギリを植えているということで。いわゆる針葉樹、ヒノキとか杉とかだと、お金になるのに30年とか50年とかかかると。ところが、センダンとかアオギリというのは10年、20年のサイクルで一定の収益になるというか、かなり価格の高い木材として売れるというようなことで取り組まれているところとか、様々な条件はあるかなというふうに思っているんですが、問題はそういったものをやはり、レモンのことは同僚議員が質問すると言っておりますので、今回はいいんですけども、様々な取組を進める、やはり推進母体といいますか、エンジンがやっぱり要るのではないだろうか、という取組を進めていくね。

仮に言うと、佐々町の農業再生プロジェクトみたいなものを、もちろん様々な協力もいただきながらですけども、いわゆる事務局機能というのがやっぱりもう、担うところがないので、やっぱり役場が担わないといけないのではないだろうかというふうに思っているんです。

だから、そういう点で、佐々町として、この農業再生のプロジェクト事務局というのを、名称はもちろんいいわけですが、実際に今ある名称で、今ある組織を活性化するという取組でも構わないのですけれども、そういった形での全体の司令塔になるプロジェクトというのを進めたらどうだろうか。

例えば、レモンにしても答えが出るのは二、三年かかるじゃないですか。アーモンドとかアボカドだとかというのも数年かかるわけです。様々な新しいものを作ろうというのはそのぐらいの単位になるし、農業も構造を変えていこうというのは、やっぱり一世代かかるような取組だと思うんです。

だから、そういった意味では、かなり常設の機関として、やっぱり長めの目標を持ってきちんと取り組む、そういう司令塔になる役割を役場の中につくる必要があるんじゃないだろうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

議員御指摘のとおりだというふうに思っています。

前もお話ししたかと思いますが、大分県の大山町の話では、町長が農協長で組合長だったということであまりいい。職員は、地域の座談会に出席をする、地区担当を決めて。そういうことを浸透させて、農家の方々にプロジェクトを進められたというふうに伺っております。本当に先進事例でよかったと思います。

ほかに、大山町は多分、今はキノコを栽培していると思います。そういう状況だと思います。

取組の進め方として、今、御意見をいただいたとおりだと思いますけども、佐々町農業の今

後の展望としても、高齢化による担い手不足や、担い手の減少による遊休農地や耕作放棄地が増大する可能性が高いと考えられます。また、生産性及び作業効率が低い農地が多く、農地の集積や基盤の整備も必要になるとも予想されるため、継続して耕作できるような農地の利用について、地域ごとに協議していくことも必要と考えております。

一旦、荒らしてしまうと、なかなか耕作するのに大変な労力が要するという状況でございますので、そういうことも踏まえてやっていかなければいけないというふうに思います。

さらにまた、地球温暖化の影響を考慮した持続可能な作物の検討も必要だと思っております。特に、特産品の開発やもうかる農業にしていければ、後継者も増えるのではないかと、先ほど議員がおっしゃったとおりだというふうに思い、取り組んでおります。

いろいろな課題があり、解決していかなければなりません、対策に向け、人員、財政的、そして物について、関係機関との協力が不可欠ですので、議論・連携を深めていく必要があると思っております。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

私は、農業の再生は農家のための仕事ではないと、農家のためだけの仕事ではないということ、ぜひ皆さんと共有したいなというふうに思っています。それは、佐々町にとって、まさに基幹の産業なのだと、いわゆる売上高とか、そういうことではないです。いわゆる食料とエネルギーがなかったら私たちは生きていけないわけですから、食料とエネルギーはまさにそういう意味で、私たちが生きていく上での基幹の産業なんだというふうに捉える必要があるのではないだろうか。

そういった意味では、農業というか、いわゆる農業生産をきちんと維持するということの意味というのは、まさに佐々町の文化としては極めて重要なのではないだろうかというふうに思っています。ですから、やはり特段の知恵と力というのを集中して取り組まないと、例えば農林水産課に任せときゃいいさというような仕事ではないというふうに私は思います。ですから、そういった意味では、町を挙げて、農業をやっぱりどうやって守り育てるのかということについて、ぜひ知恵を集めるし、町民の知恵もぜひ集めたい。

だから、そういう事業をやっているということ、やはり町民の皆さんの中にぜひ浸透させたいわけです。農家はよかねという話ではないようにしたいわけです、簡単に言うと。要するに、町にとって、農業というのは不可欠なのだとということを皆さんと共有したい。そのためには、やはりそういったアピールと、それから皆さんとの意思統一の議論といいますか、そういう場がやっぱり必要なんだろうというふうに思います。

そういうことも、ぜひ踏まえていただいて、組織づくりについては、ぜひそういう仕組みづくりというか、その組織をつくって大方針をつくるというようなことでもいいのかなと。先ほど言いましたように、一つ一つの施策というのはすごい時間がかかりますよね、農業は。だからこそ、数多くの手を打ってないと、一つ失敗したらすぐ止まっちゃうから。だから、パラレルで、二つ、三つの取組が進んでいかないと、そのうちどれかが当たればいいというものでもあるんだろうというふうに思うんですけど、やっぱり頓挫してしまうということになると思うので、レモンだけじゃなくて、アーモンドやアボカドや、そういったものも含めた様々なものも、これは一つの例ですけれども、パラレルでやっぱり取組が進むというふうなことを目指していきたいというふうに思うのですが、あえていかがでしょうか。もう1点、もう1回、お答えいただけますか。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

今、先ほど質問ありまして、特産品協議会というのをつくっているわけです。それは、事務局は農林水産課の中にごさしまして、農業委員会、それから県北振興局、それからJAさん、それから消費関係で地域婦人会の方と、全部で15人程度で、今、協議会をつくっておりますのでそれを広げていきたい。

その一つとしては、後の議員から質問がありますが、レモンの栽培をしたらどうかという御意見をいただきましたので、今、試験的に植えさせていただいているという状況でございます。

御存じかと思いますが、役場の町道側です。中央海岸線側に1本だけ3年物を植えておりまして、それは根づいております。新芽が出ておりますので、何個か実をつけている状況です。それは、3年物ですので実がついたんですけど、1年生のものは、やはり3年ほどはかかるということで、今、しているところでございます。

高齢化や人口減少により、農業者の減少と耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を利用されやすくするよう、農地の集約化等に向けた取組を加速することが喫緊の課題となっています。

このため、農地の地域計画として、各地域での話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画を策定しておりまして、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていきたいというふうに思っております。農地の集約化というのは、農地の貸し借りのマッチングということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 剛 君）
1 番。

1 番（永田 勝美 君）

前回も申し上げましたが、もう団塊の世代が農業を離れる時代に入っておりまして、まさに佐々町の農業も土壇場に来ているという危機感を持っております。ぜひとも、全庁を挙げて取組を推進していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

続きまして、くらし・福祉の充実について2点、質問いたします。

1点は、国保の県単位化の問題、国保の改善に向けて、改めて質問したいと思います。

この間、国保財政がひっ迫しているということで、先ほど来のいろんな議論の中でも、いわゆる長崎県の国保として保険料を統一するというような動きが強まっていると。政府は令和28年までですか、令和18年までだったかな、統一するとかっていうふうに言っているんですが、現実には、統一するのはいいんですけど、高めに統一されても、佐々町はそれでいくと、大体、毎年1万円ぐらいずつ上げないと間に合わないのではないかなというふうなことが、試算として出ておりました。

私は、議論しているように、国保についてはもともと高いわけですから、保険料が高いわけですから、やはりこれに対しては、国県に対してやっぱり国保への負担金を増やすことを、更に要求していく必要があるのではないだろうかということと、それから町としても、一般会計からの補助金も検討すべきではないだろうかというふうに思います。

それで、一般会計からの補助金を入れると、いわゆる国からのペナルティーがあるというふうに言われますけれども、町民の暮らしよりもペナルティーのほうが、マイナスのほうが大き

いのかなというふうに思ひまして、ここもよく考えてみる必要があるのではないかとこのように思ひます。

例えば、未就学児の均等割軽減をやる場合、未就学児の場合で100万円程度というふうに、前、お聞きしたときに言われておりましたし、今、18歳まで半額になりましたから、18歳まで均等割を、いわゆる無償にするというふうにとすると、どれぐらいのペナルティーがかかるのかなというふうに考えるわけですが、ちょっと検討してくれないかというふうに申し上げておきましたので、数字が分かれば教えていただきたいなというふうに思ひます。

議長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（作永 善則 君）

議員御質問の一般会計からの繰入れでございますが、参考例としまして、均等割減額を想定した場合、令和8年4月1日時点の被保険者数による試算になりますが、未就学児均等割69名分を全額軽減する場合は、120万円程度必要になります。また、18歳、高校卒業までの均等割228人分を全額軽減する場合は、800万円程度必要になります。

すみません、18歳までのところの均等割軽減措置半額の部分は、令和9年からの部分になりますので、軽減としましては、令和9年度からは、先ほど申し上げました800万円の2分の1の400万円程度、必要になるのではないかと考えております。

あと、ペナルティーの関係になりますけど、県国保・健康増進課のほうに交付金への影響がないか確認をしたところ、ただ今、御説明させていただいた均等割、その他の所得割、世帯平等割を減額し、一般会計からの財源繰入れを行った場合は法定外繰入れに該当し、交付金減額のペナルティーは発生するという事です。

実際の減額の金額なんですけど、本町の保険者努力支援制度の交付額が約50万円程度減額される見込みとのことです。あと、さらに給付のほうは今、県のほうでの統一化が行われておりますので、その関係で、更に県の保険者努力支援制度の交付額が7,000万円程度減額になるという事です。

また、県の交付額減額の影響としまして、本町を含め、県内他市町の負担する国保の納付金のほうが増額される制度ということになっておりますので、結果、本町が法定外繰入れをした場合は、ほかの市町のほうにも影響を与えてしまうということで、現行制度の下では、法定外繰入れは難しいのではないかと考えております。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

時間が迫ってきましたので、意見だけ申し上げておきたいと思いますが、ペナルティーについては、県全体で7,000万円ということですから、大体、佐々町は100分の1ですから70万円程度、佐々町の分としてはですね。

だから、ペナルティーについては、かつて子ども医療費に対してもペナルティーとやられていて、佐々町もペナルティーを受けていましたよね。それで、令和3年からこれを廃止されたんです。これは、ペナルティーがあるにもかかわらず、住民の要求といいますか、思いの高まり、自治体の判断ということで、自治体が身銭を切って支援してきた結果なんですよ。

ペナルティーを打切る理由は、多くの市町がやっているのだからというのが理由だったんです、ペナルティーを打切る理由がね。だから、簡単に言うと、ペナルティーをやめさせるには、多

くの町でやったらみんなやまりますよということなんです、理屈としては。だから、住民と自治体が国を動かした実例だというふうに私は思います。

今、求められているのは高めに統一する保険料統一ではなくて、国の助成を増やして国保財政を改善することということが基本ですけども、具体的には、県や他市町とも協議して、子どもさんたちへの均等割廃止というのは求めていくというものです。これはもう、本当に理不尽な均等割なんですよ。赤ちゃんが生まれたときから税金かけるというわけですから。要するに、現代版人頭税と言われるので、少なくとも子どもの分の均等割をなくすのは当たり前じゃないかと。国もやっと半分出すように言ってきたんだから、まず、ここからでも軽減に努めるという取組が必要なんではないだろうかということを、申し上げておきたいというふうに思います。

あと5分しかありませんので、最後に、難聴対策について。

難聴予防の取組が、なかなか変化がないのではないかとというふうに申し上げたら「いや、ちゃんとやっていますよ」っていうお話がありました。取組の状況について、改めて、難聴予防の取組の、この間の変化といいますか、取組に力を入れておられるところについて簡単に御説明いただけますか。

議 長（川副 剛 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

多世代包括支援センターにおきます難聴対策につきましては、従前からお話ししておりますように、予防や早期発見、適切な支援、そして社会参加への配慮が重要であると考えております。

具体的には、もう前回定例会でも説明しましたとおり、地域サロンや健康講座など、介護予防事業を通じました聞こえの早期対応への気づき、また認定補聴器技能者との連携によりまず相談体制の確保を行っております。

今年度におきましては、難聴と認知症に関する普及啓発の強化としまして、専門医を招きました講演会の開催を検討しているところになります。

今後も、住民福祉課と連携しながら、難聴対策を検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

難聴予防の取組は、やはりこの間、明らかになっているように、認知症発症の非常に大きなファクターになっているということが、学会がそういうふうに認定したというのが、去年からことしにかけてのトピックスだというふうに思っております。

ですから、この機に改めて、難聴というのは病気なのだと。だから、病気なのだから治療しましょうということを、きっちり文化として啓発していく必要があるんじゃないだろうか。そのことが、認知症予防にも本当に大きな力を発揮するのではないかとということを改めて思います。

先進地でやられているように、補聴器は、言ってみれば、そのための一つ的手段だというふうに思います。補聴器で、若い世代から補聴器をきちんと使って、そういう私もやや軽度の難聴なんですけれども、いわゆる70ぐらいになると、大体、かなりの割合で難聴出てくるという

ふうに言いますので、そういう世代からきちんとやっぱり、もっと若い50代、60代も含めた対応が必要なのだというふうに言われていますから、いわゆる補聴器の支援についても、これを一つの起爆剤というか、そんなにお金をかけなくても、これをして改善したというところを、ぜひつくり出していただきたいということを申し上げたいと思います。

あわせて、補聴器については、ぜひともいわゆるマッチングじゃないけど調整ですね、要するに、なかなか補聴器が私は合わないという方が非常にたくさんおられて、本当にたくさん無駄が生じているというふうに言われていますので、そこについても、やはりサポートする体制というのをつくっていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、1番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

（16時50分 散会）